

23 日 獣 発 第 6 号  
平成 23 年 4 月 1 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会 長 山 根 義 久  
(公印及び契印の押印は省略)

学会（地区学会）の位置づけと獣医学術学会関係事業等に係る  
関係規程の制定等について

日本獣医師会の学会組織の位置づけと獣医学術学会事業をはじめとする学会関係事業（地区制により地区を構成する地方獣医師会が運営する地区学会及び地区獣医師大会関係事業を含む。）のあり方につきましては、既にご案内のとおりこの4年間にわたり貴会からのご意見等を聴取しつつ、本会の学会及び部会の関係委員会等において見直しを検討してきたところであります。

見直しの視点と検討の経過等につきましては、別添1に示したところでありますが、今般、これまでの検討の経過を踏まえ、関係諸規程を「日本獣医師会獣医学術学会事業・日本獣医師会雑誌編集・提供事業関係規程集」として別添2のとおり整理し、一部の規程を除きこの4月1日から施行したところです。

つきましては、以上ご理解の上は、今後における本会の学会の運営についてご協力・ご支援いただくとともに、地区制の下で各地区を構成する地方獣医師会が開催する各獣医学術地区学会及び地区獣医師大会の円滑な運営についてご尽力賜りたくよろしくお願い申し上げます。

なお、学会（地区学会）関係事業の運営に関する規程の制定と施行に当たり特に留意していただきたい事項は別添3のとおりでありますので、あわせてご了知いただきたくよろしくお願い申し上げます。

本件内容のお問い合わせ先

日本獣医師会事務局：守尾・長野

電話：03-3475-1601

FAX：03-3475-1604

学会組織の位置づけと獣医学術学会関係事業等の  
運営見直しの経過等について

(地区制により地区を構成する地方獣医師会が主催する  
獣医学術地区学会事業及び地区獣医師大会事業を含む。)

平成23年4月1日

社団法人 日本獣医師会

## 学会及び地区学会（地区獣医師大会事業を含む。）関係

### 1 見直しの必要性

- (1) 「学会」については、日本獣医師会（以下「本会」という。）の定款において本会の獣医学術学会事業の運営を担う会議体の機関として位置づけています。しかし、これまで日本学術会議の登録団体として平成2年度から形式上は本会とは別の任意の機関として、学会独自の組織及び事業並びに会計・経理運営を許容する規程が整備され、当該規程に基づき組織及び事業が運営されてきました。
- (2) このことに伴い、これまで学会監査などの組織内においても本会との二重構造化等の問題点が再三にわたり指摘され、早急な是正（学会について本会の学会活動を担う会議体の機関としての位置づけの明確化とこれに則しての学会運営の確保）の必要性が求められています。
- (3) 特に、「学会」を形式上本会とは別の任意の機関として位置づける要因となっていた日本学術会議の登録学術研究団体制度が廃止され、このことにより「学会」を任意の機関として位置づける必要性がなくなり、本会定款の規定に基づく「学会」の位置づけによる運営を図ることが可能となりました。
- (4) また、一方で、平成20年12月に新たな公益法人制度に係る関係三法が施行され、本会を含め特例社団法人は公益認定申請を行うか否かにかかわらず、最低限の措置として一般法人法の基本原則の下での組織及び事業の運営を行うことが求められることとなり、「学会」については本会の学会関係事業の運営のための会議体の機関として、会計・経理面を含め本会との一体的運営が求められています。
- (5) このことは、「学会」のみならず「地区学会」においても同様であり、「地区学会」についても本会の地区制の下で各地区を構成する地方獣医師会の地区学会事業の運営を担う各地区の獣医師会による会議体の機関として位置づけ運営することが求められています。

### 2 見直しの検討等の経過

これまで、平成19年から4年間にわたり、本会の学術部会の学術・教育・研究委員会において見直しの論議を重ね、その結果については逐次、学会正副会長会議、同理事会及び総会において、また本会理事会、全国獣医師会会長会議において報告・説明を行い、また、頻回にわたり地方獣医師会をはじめ学会関係者からの意見の聴取・通知を行う等見直しの内容について組織内合意の形成に努めてまいりました。……………別紙1

### 3 見直しの要点

- (1) 「学会」については、本会の学会関係事業の運営を担う会議体の機関として位置づけ、学会関係事業については、本会の事業として本会の業務運営との一体性を確保することとします（任意の法人による事業とはしない。）
- (2) 学会関係事業の運営に当たっては、母体の法人である本会の執行機能に係る権限行使との関係に留意することとします（学会は会議体の機関としての位置づけである以上、理事、監事、総会、理事会、監査などの用語を用いることができません。なお、見直し後は、理事、監事は「学会幹事」に、総会、理事会、監査は「学会正副会長会議」、「学会幹事会議」等の名称となります。また、会員制については母体の法人である本会の会員制との一元化を図ることとなります。）
- (3) 見直しは、「学会」の本会における組織上の位置づけとその関係する事業運営のあり方を一般法人法等の原則に則するのが目的であり、新公益法人制度への移行を機に学会関係事業については、母体の法人である本会の公益目的事業の柱としてこれまで以上にその発展を目指すものです。また、学会関係事業の運営の基本は従前と同様であり、これまでと実質的に大きな相違はありません。
- (4) なお、「地区学会」につきましても上記(1)から(3)と同じ観点での見直しが求められます（たとえば、評議員などの用語については、「地区学会幹事」に置き換えることが求められます。）

### 4 見直しの内容

- (1) 「学会」の位置づけとその運営……………別図1  
「学会」については、本会の事業実施の会議体の機関（学術分野別の学会関係事業運営の会議体機関）として位置づけ、その担う事業については、本会が行う獣医学術振興・普及を目的とする公益目的事業（獣医学術学会事業）として運営し、会計・経理は本会の会計・経理の中で一体的に行うこととします。
- (2) 「地区学会」の位置づけと地方獣医師会が地区単位で開催する「獣医学術地区学会」及び「地区獣医師大会」の運営……………別図2及び3  
ア 現在、本会の会員地区制の下で地方獣医師会については、各地区ごとに地区を構成する地方獣医師会ごとの区分けが行われています。「地区学会」は、各地区を構成する地方獣医師会単位で置くこととし、その担う事業の運営については、当該地区を構成する各地方獣医師会による獣医学術の振興・普及を目的とする公益目的事業（獣医学術地区学会事業）として運営し、日本獣医師会の獣医学術学会事業との連携を確保します。

なお、各地区の獣医学術地区学会事業において毎年度開催する「獣医学術 地区学会」は、当該獣医学術 地区学会の開催を担当する地方獣医師会（以下「開催担当地方獣医師会」という。）が主催することとし、当該地区を構成する地方獣医師会が複数の場合は、主催する地方獣医師会以外の地方獣医師会の共催により行います。

また、「地区学会」の運営事務は、開催担当地方獣医師会が分担し、「地区学会」は、当該獣医学術 地区学会の企画運営を担う役割とします。

イ 一方、「地区獣医師大会」は、各地区を構成する地方獣医師会の総意により各地区の判断により開催いただくものですが、前記アと同様、各地区を構成する地方獣医師会（各地区を構成する獣医師会が複数の場合は、地区獣医師会連合会）ごとに、当該地区を構成する各地方獣医師会による獣医事の向上及びその普及・啓発、政策提言等を目的とする公益目的事業（例えば、地区獣医事向上政策等提言事業、地区獣医師大会事業等）として運営することは可能と考えます。

ただし、公益目的事業として実施する場合には、その開催内容が内閣府公益認定等委員会の公益認定ガイドラインの要件に適合するものである旨を説明することが求められますので、ご留意の程お願いします。

なお、「地区獣医師大会」は、前記アの「獣医学術 地区学会」と同様、当該地区獣医師大会の開催を担当する地方獣医師会が主催いただくこととし、当該地区を構成する地方獣医師会が複数の場合は、主催する地方獣医師会以外の地方獣医師会の共催により行うものです。「地区獣医師大会」と「獣医学術 地区学会」の同時開催は、これまで通り可能です。

### （３）本会会員制への一元運営……………別図４

ア 新公益法人制度への移行に当たり、本会の会員制については、定款規定に係る基本的事項であることから理事会において審議しますが、現行の会員制の基本は維持します（会員を２種に区分した上で、現５５の地方獣医師会を「正会員（社員）」に「正会員」を構成する正会員の会員獣医師については本会の「会員構成獣医師」とする。）、日本獣医師会の事業を賛助するために入会している個人及び団体を賛助会員とする。）

なお、「賛助会員」については、現状通り「学生個人会員」の区分を設けることとし、「学生個人会員」の対象範囲は、学校教育法に基づく大学（専修学校等を含む。）に在籍している者とします。

イ 一方、学会独自の会員制の仕組み（学会正会員（Ａ、Ｂ、Ｃ）、学会学生会員（Ａ、Ｂ）学会外国会員、学会賛助会員（個人、団体）については、「学会」を本会の会議体の機関として位置づけるため、一旦廃止した上で、本会の会員制への一元化を図ります。

### （４）新公益法人制度への移行に伴う学会関係事業への参加

学会関係事業への参加（「学会」（「地区学会」）の関係会議・委員会への参加（幹

事委嘱を含む。)、 「学会」(「地区学会」) 学術誌の投稿、 「学会」(「地区学会」) 発表など) については、会員外の者を排除することはできなくなりますが、地方獣医師会の会員獣医師や本会の賛助会員(会費を納入する者)とのバランス確保のため、学術誌への投稿、獣医学術学会年次大会等の参加登録、発表等については、会員構成獣医師、個人会員(学生個人会員を含む。))と会員外のオープン参加者との間の参加対価の格差(負担金の徴収)を設けます。この場合、学生、動物看護職等の獣医療従事者については、これまでどおりできる限り獣医学術学会年次大会への参加登録や学生の学会学術誌投稿が容易となるよう配慮します。

なお、地区学会関係事業の参加のための対価の格差の是非については、地区学会関係事業の運営が地区を構成する各地区の地方獣医師会の検討に委ねます。

## 5 当面の対応

- (1) 既に公益法人関連三法は平成20年12月に施行され、その全面移行の期限が平成25年11月末までとされています。一般法人法の規定との整合性の確保が求められ、法人の組織体制と業務の運営について、「学会」(「地区学会」)の位置づけと学会関係事業の運営見直しは、本会及び地方獣医師会ともに早急に対処する必要があります。
- (2) これまで、見直し内容の実行については、ソフトランディングを図るため平成22年度から可能なところから対処することとし、関係通知(別表)により地方獣医師会における対応をお願いしてきましたが、現行の「学会」(「地区学会」)の組織及び事業運営に関する規程を廃止し、新たに関係規程として、日本獣医師会学会運営規程及び 獣医学術地区学会運営規程を制定した上で、平成23年度当初からの運用を開始することとしています。

なお、規程のうち、別紙3の獣医学術地区学会運営規程は、本会の「学会」との連携を全国統一的な考えで確保するため、また、「地区学会」の組織と事業運営に関する基本的事項を定めたものです。細部の事項については、各地区学会の事情を踏まえ、各地区を構成する地方獣医師会において合議の上、定めていただきます。
- (3) 上記関係規程の施行に当たり、平成23年度の当初においては、本会の公益認定申請に向けての定款の変更が成立していないことから、本会及び地方獣医師会における体制整備については、移行に当たっての猶予措置を設けることとし、新規規程の施行に当たっては、附則に施行後も一定期間(移行登記がなされるまでの間(平成24年3月末までの見込み))は、学会の会員制等については現行の規程による運営が可能となるように措置いたします。

## 日本獣医師会雑誌編集・提供事業関係

### 1 見直しの必要性

- (1) 日本獣医師会雑誌（以下「日獣会誌」という。）については、獣医学術の振興及び獣医師その他獣医療従事者の人材育成を図ることを目的に、日獣会誌編集・提供事業において編集、発刊しています。
- (2) 日獣会誌全体の編集、発刊については、日本獣医師会雑誌編集等規程（平成21年5月31日制定。以下「日獣会誌編集規程」という。）に基づいて行われていますが、日獣会誌のうち「学会」の学術誌である日本獣医師会学会学術誌（以下「学会学術誌」という。）の編集については、日獣会誌編集規程第1条なお書きの規定に基づき日獣会誌編集規程第2条及び第5条から、第9条に定める事項を除き、別に定めるところによります。
- (3) これまで、学会学術誌の編集については、各獣医学術分野別の学会ごとに、それぞれ形式的に学会誌編集委員会規程と学会誌投稿規程を定めていました（内容は各学会学術誌ともに共通の内容）が、これまで懸案とされていた「学会」組織の位置づけと学会関係事業運営の見直しについては、 において示したとおり4年間にわたる検討を終え、この4月から新規の制定が予定されていることを受け、現行の各獣医学術分野別に定めている学会誌編集委員会規程(3本)及び学会誌投稿規程(3本)については、すべて廃止した上で、新たに日獣会誌編集規程第1条の規定に基づく 日本獣医師会学会学術誌編集等規程、 日本獣医師会学会学術誌投稿規程として、所用の内容等の整備を行ったうえで、それぞれ一元化して制定することとしました。

### 2 見直しの検討等の経過

前記1の(3)の  及び  に係る規程については、下記により協議を重ね、検討してきたところです。

ア	第7回学術部会学術・教育・研究委員会：	平成21年	2月	4日
イ	第1回職域別部会委員会日本獣医師会雑誌編集委員会：	平成21年	6月17日	
ウ	平成21年度 日本獣医師会学会誌編集委員会：	平成22年	1月29日	
エ	平成21年度 日本獣医師会合同理事会：	平成22年	1月30日	
オ	第9回学術部会学術・教育・研究委員会：	平成22年	10月28日	
カ	平成22年度日本獣医師会学会正副会長会議：	平成22年	11月10日	
キ	平成22年度日本獣医師会学会学術誌編集委員会：	平成23年	2月12日	

### 3 見直しの内容

(1) 日本獣医師会雑誌の発刊・編集等の考え方……………別紙 2

(2) 日本獣医師会雑誌（日獣会誌）の構成及び関係規程……………別図 5

(3) 以上により、今回、学会学術誌の編集関係規程を新たに整備することとなりますが、これまでの学会学術誌の編集方法をはじめ、投稿等の手続きは基本的に変更を生じるものではありません。

なお、両規程については、3月25日開催の日本獣医師会理事会の決議により決定することとなる日本獣医師会学会運営規程の制定を受け、学会学術誌の編集に関する事項については、日本獣医師会の理事会の決議を経て、会長が定める日本獣医師会学会学術誌編集等規程として、学会学術誌の投稿に関する事項については、日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会が定める日本獣医師会学会学術誌投稿規程として、また、学会学術誌に係る著者負担金の水準等については、日本獣医師会会長が平成23年4月1日付けで定めることとしました。また、及びの関係規程については、内容等の周知を図るため7月1日までの間を移行期間とした上で施行することとします。さらに両規程の変更を踏まえ、日本獣医師会学会学術誌投稿の手引き及び日本獣医師会学会学術誌編集にあたっての申合せ事項も整備することとしました。

## 学会の組織及び事業の日本獣医師会における位置づけと 運営の見直しに係る検討・協議等の経過

### (1) 検討・協議の経過

#### ア 平成19年度

(ア) 第6回学術部会学術・教育・研究委員会：	平成19年10月26日
(イ) 平成19年度学会正副会長会：	平成19年11月14日
(ウ) 平成19年度学会合同理事会：	平成20年 2月10日
(エ) 平成19年度学会合同定期総会：	平成20年 2月10日

#### イ 平成20年度

(ア) 学会関係者懇談会：	平成20年11月26日
(イ) 平成20年度学会合同理事会：	平成21年 1月23日
(ウ) 第7回学術部会学術・教育・研究委員会：	平成21年 2月 4日
(エ) 平成20年度地区獣医師会連合会会長会議：	平成21年 2月25日
(オ) 平成20年度第4回理事会：	平成21年 3月30日

#### ウ 平成21年度

(ア) 平成21年度第3回理事会：	平成21年 9月 7日
(イ) 平成21年度全国獣医師会会長会議：	平成21年10月 2日
(ウ) 平成21年度学会監査及び同正副会長会：	平成21年10月29日
(エ) 第8回学術部会学術・教育・研究委員会：	平成21年12月 3日
(オ) 第9回職域総合部会総務・広報委員会：	平成22年 1月19日
(カ) 平成21年度学会合同理事会：	平成22年 1月30日
(キ) 平成21年度学会合同定期総会：	平成22年 1月30日
(ク) 平成21年度地区獣医師会連合会会長会議：	平成22年 2月18日
(ケ) 平成21年度第4回理事会：	平成22年 3月24日

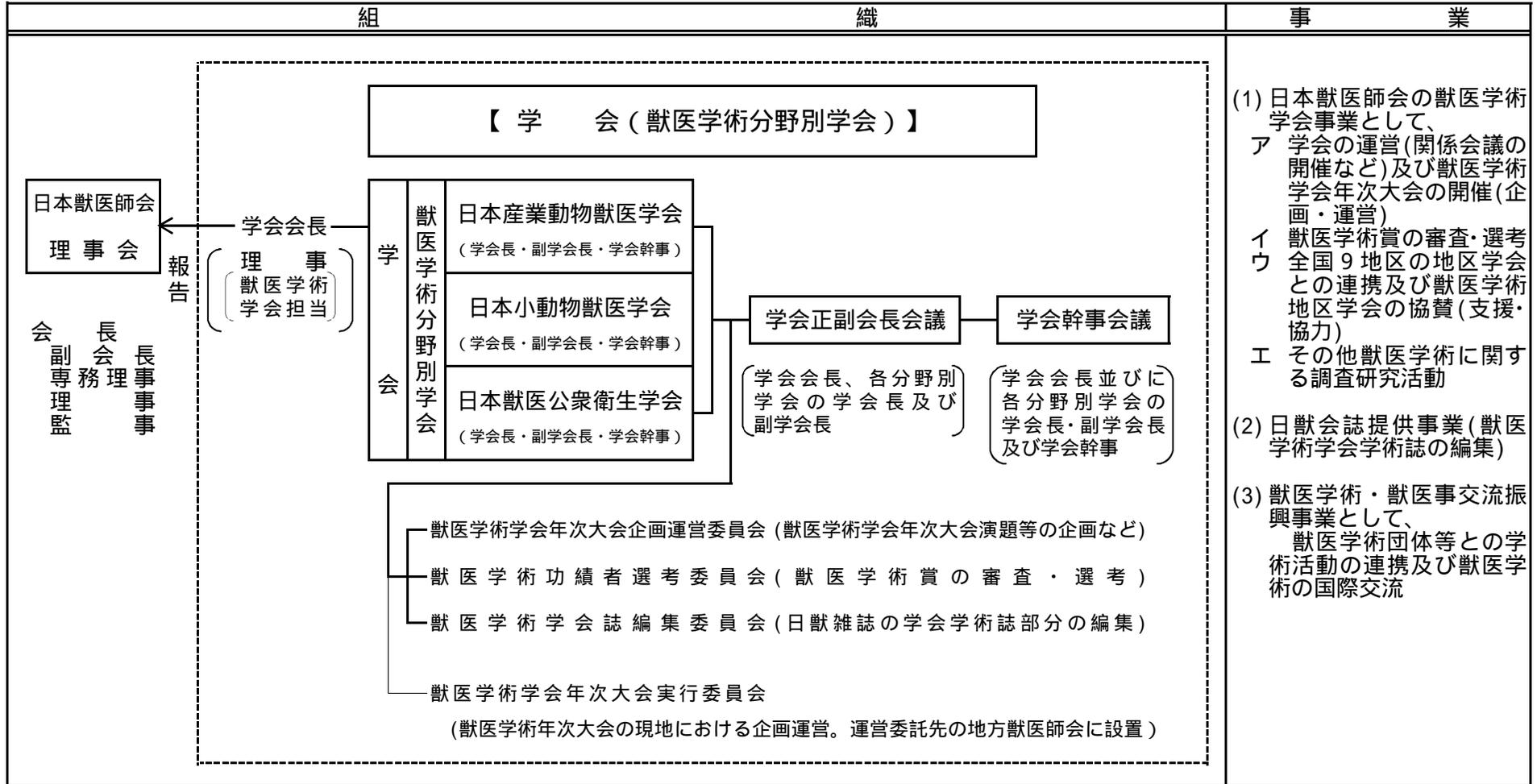
#### エ 平成22年度

(ア) 平成22年度全国獣医師会事務・事業推進会議：	平成22年 7月 9日
(イ) 平成22年度全国獣医師会会長会議：	平成22年10月 1日
(ウ) 第9回学術部会学術・教育・研究委員会：	平成22年10月28日
(エ) 平成21年度学会監査及び同正副会長会：	平成22年11月10日
(オ) 平成22年度第3回理事会：	平成22年12月 9日
(カ) 平成22年度学会理事懇談会：	平成23年 2月11日
(キ) 平成22年度学会合同理事会：	平成23年 2月12日
(ク) 平成22年度学会合同定期総会：	平成23年 2月12日
(ケ) 平成22年度地区獣医師会連合会会長会議：	平成23年 3月 2日
(コ) 平成22年度第4回理事会	平成23年 3月25日

## (2) 意見等の聴取及び対応等の通知

- ア 平成21年3月13日付け20日獣発第267号により、前記(1)のイの(エ)の平成20年度地区獣医師会連合会会長会議の協議結果を地方獣医師会会長に通知し、併せて学会組織及び事業運営内容の見直しに係る協議検討内容について地方獣医師会から意見を聴取した。
- イ 平成21年8月28日付け21日獣発第143号により、前記(1)のウの(ア)委員会報告の中間取りまとめを地方獣医師会会長に通知し、併せて「中間取りまとめ」の内容及び獣医学術地区学会の運営のあり方等について地方獣医師会から意見を聴取した。
- ウ 平成22年3月17日付け21日獣発第279号により、前記(1)のウの(ケ)の平成21年度地区獣医師会連合会会長会議の協議結果等を地方獣医師会会長に通知し、併せて「今後における学会及び地区学会(地区大会を含む。)の運営等」について地方獣医師会における必要な体制の整備の検討を依頼した。
- エ 平成22年4月14日付け22日獣発第16号により、これまでの検討結果等を踏まえた今後の対応について整理し、地方獣医師会会長及び各学術分野別学会の会長・副会長に通知した。また、併せて対応可能な範囲で、整理した見直し方式への切り替えを依頼した。
- オ 平成22年8月10日付け22日獣発第144号により、再度、地方獣医師会会長及び各役員(理事、監事)に獣医学術地区学会事業としての「地区学会」及び「獣医学術地区学会」の運営及び地区獣医師大会事業としての「地区獣医師大会」の運営の考え方と併せて新規の制定等をまたず対応可能な範囲での見直し方式への切り替えの周知徹底について通知した。

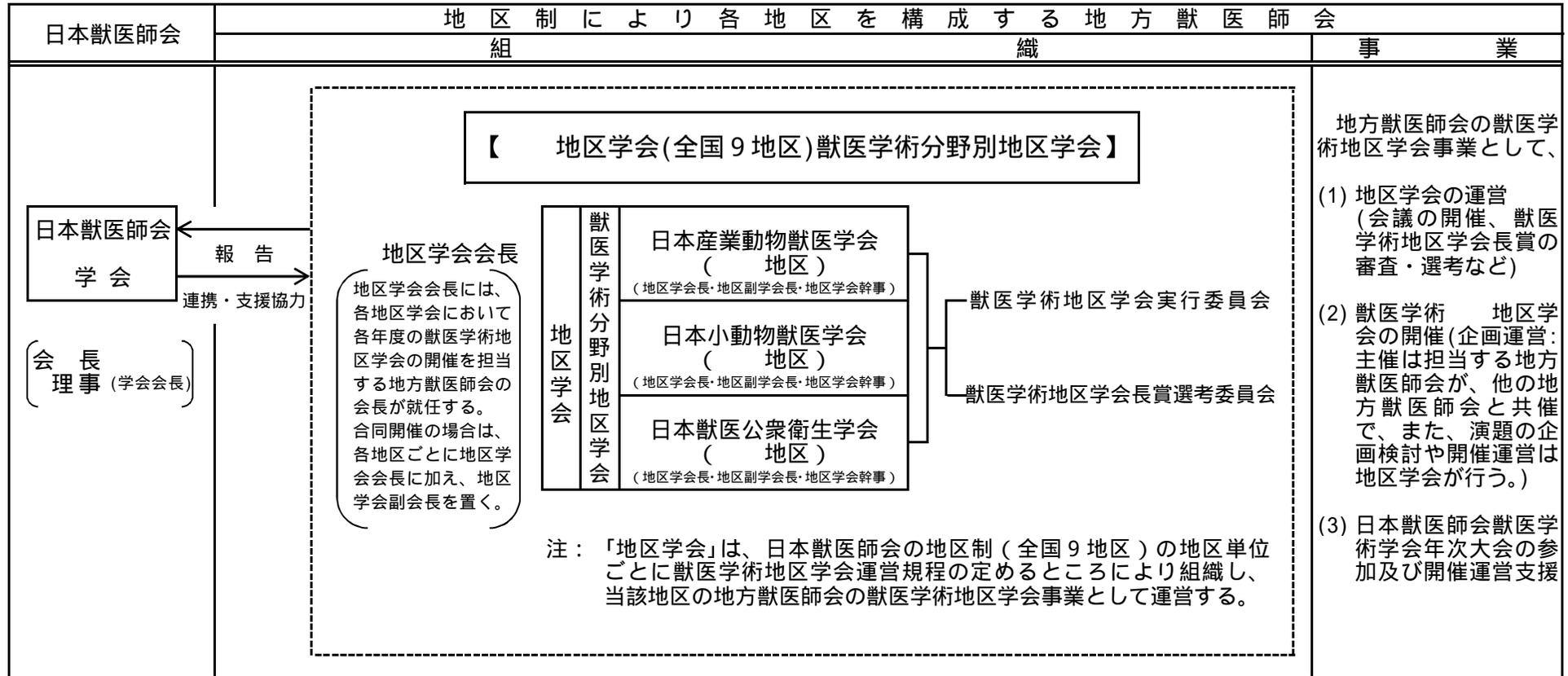
## 学会の組織及び事業



注： 獣医学術分野別学会の学会幹事は、各地区学会において学術分野別地区学会の地区学会長として選出された者及び 会長が獣医学術に関する研究歴を有する者のうちから選任した者について、会長が委嘱する。

別図 2

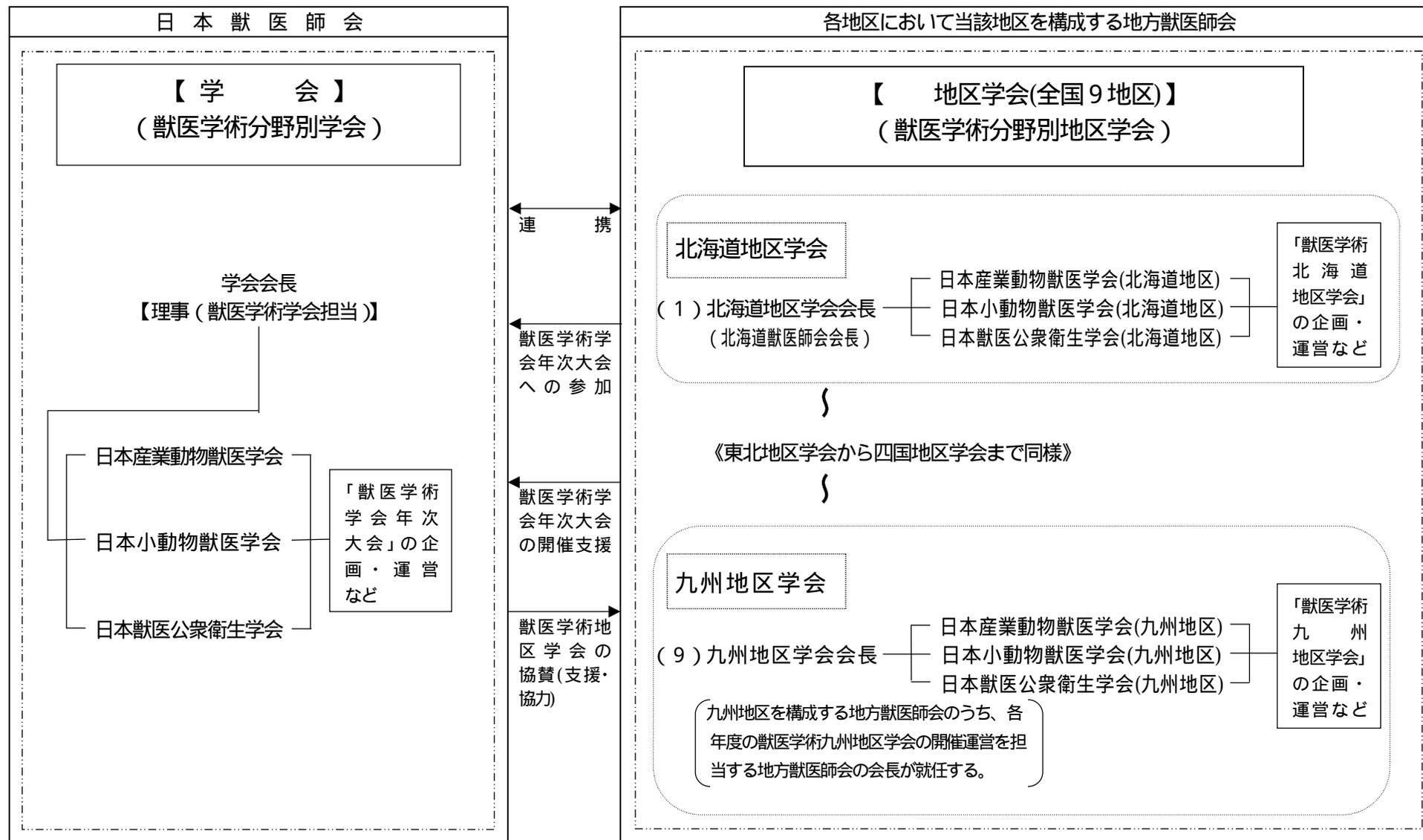
「地区学会」の位置づけと地方獣医師会による獣医学術地区学会事業の運営



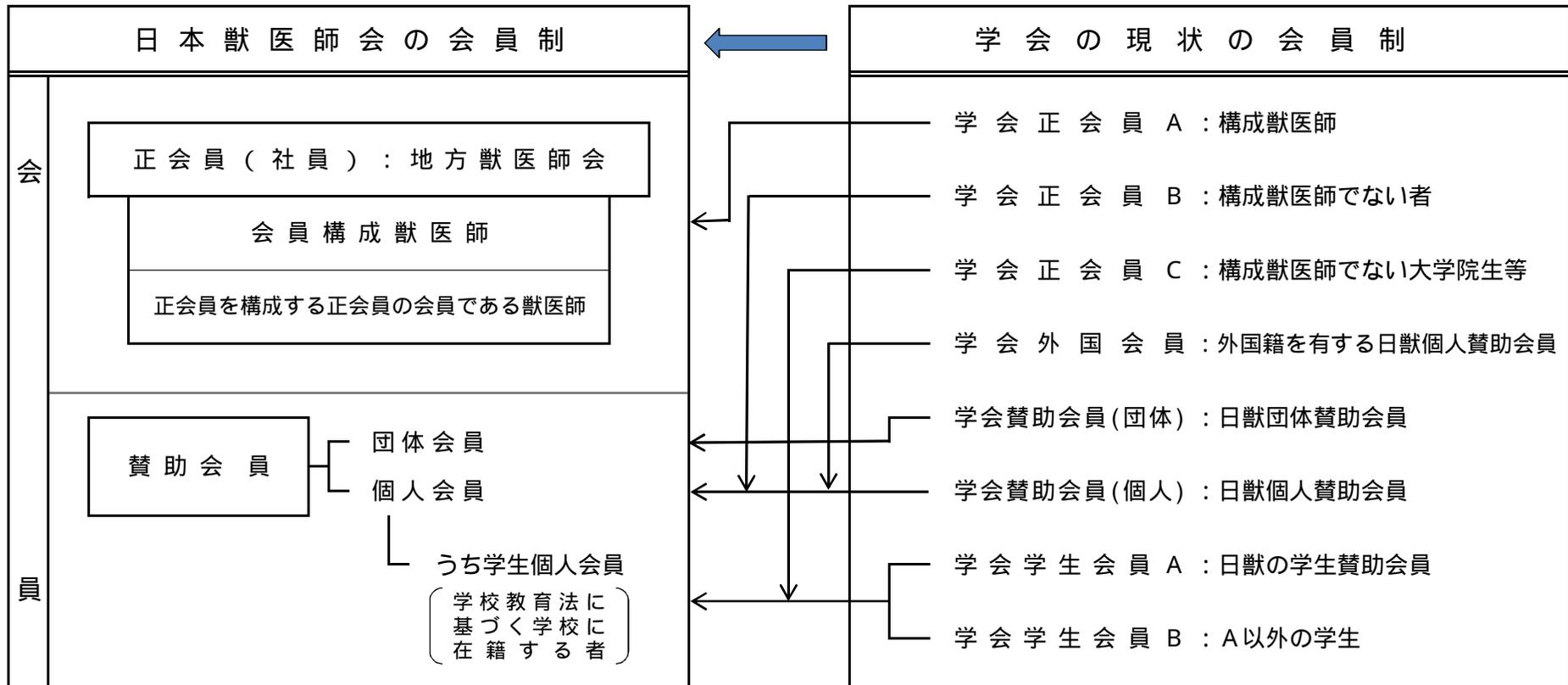
- 注： 1 獣医学術地区学会事業として行う地区学会の運営、獣医学術地区学会の開催は、獣医学術地区学会の開催運営を主催する地方獣医師会が事務の運営を行う。なお、獣医学術地区学会の開催は、各地区において獣医学術地区学会事業の事務運営を行う地方獣医師会が主催し、各地区を構成する他の地方獣医師会の共催により開催する。
- 2 地区学会幹事は、地区内の獣医学系大学関係者、その他の獣医学術に関する研究歴を有する学識経験者のうちから、各地区を構成する地方獣医師会が学術分野別地区学会ごとに適当として推薦した者を地区学会会長（獣医学術地区学会の開催を主催する地方獣医師会の会長）が委嘱する（幹事の具体的選任方法等の詳細等については各地区学会において各地方獣医師会が協議して定める）。

別図 3

日本獣医師会の「学会」と地区単位で地区を構成する地方獣医師会により組織される「地区学会」の関係



「学会」の独自会員制の日獣会員制への一元化（案）

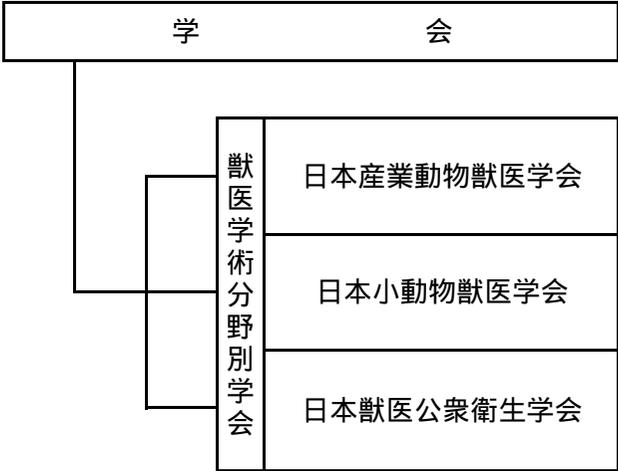


注：日本獣医師会の会員（正会員及び賛助会員）及び会員構成獣医師は、優先的に学会関係事業を含む日本獣医師会の事業に参加し、また、日本獣医師会業務をはじめその他の各種情報等の提供を受けることができるものとする。  
 なお、学会関係事業等の公益目的事業については、会員など特定の者のみ参加を限定することが不可となる。従って、一定の対価を徴した上で、上記以外の者であっても参加を可能とする（この場合、学生については、会員構成獣医師を担う者として一定の配慮を行う。）。

別表

日本獣医師会の「獣医学術学会年次大会」並びに地方獣医師会の「獣医学術地区学会」及び「地区獣医師大会」の新旧対比

1 日本獣医師会の「獣医学術学会年次大会」関係

	こ れ ま で	平成22年度から順次移行
1 事業の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本獣医師会(三学会各学会)の学会関係事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本獣医師会の獣医学術学会事業</li> </ul> <p>注：公益目的事業(獣医学術の振興及び調査研究)として位置づける。</p>
2 学会の組織・構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本獣医師会の定款に基づく機関として学会が、また、同学会の学術分野別機関として三学会が位置づけられているにもかかわらず、三学会がそれぞれ日本獣医師会とは別の任意の組織として形式上、存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名実ともに定款の規定に基づく機関(会議体)として、日本獣医師会の学会関係事業運営を行う。</li> </ul> 
3 毎年度開催する学術集会の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 年度日本獣医師会学会年次大会( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会( )</li> </ul>

2 地方獣医師会の「獣医学術地区学会」関係

	こ れ ま で	平成 22 年度から順次移行				
1 事業の名称	_____	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区制を構成する各地方獣医師会の獣医学術地区学会事業 注：公益目的事業(獣医学術振興・セミナー講習会等)として位置づける。</li> </ul>				
2 地区学会の組織・構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本産業動物獣医学会( 地区)</li> <li>日本小動物獣医学会( 地区)</li> <li>日本獣医公衆衛生学会( 地区)</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">地 区 学 会</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 5px;">獣医学術分野別地区学会</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">日本産業動物獣医学会( 地区)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">日本小動物獣医学会( 地区)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">日本獣医公衆衛生学会( 地区)</td> </tr> </table> </div> </div>	日本産業動物獣医学会( 地区)	日本小動物獣医学会( 地区)	日本獣医公衆衛生学会( 地区)	
日本産業動物獣医学会( 地区)						
日本小動物獣医学会( 地区)						
日本獣医公衆衛生学会( 地区)						
3 毎年度開催する地区学術集会の名称 ( 1 ) 地区学会関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 年度日本産業動物獣医学会( 地区)</li> <li>平成 年度日本小動物獣医学会( 地区)</li> <li>平成 年度日本獣医公衆衛生学会( 地区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 年度 地区獣医学術地区学会事業による「平成 年度獣医学術 地区学会」とする。ただし、学術分野別地区学会の区分は、これまでどおり残し、次のとおりとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">平成 年度獣医学術 地区学会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日本産業動物獣医学会( 地区)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日本小動物獣医学会( 地区)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日本獣医公衆衛生学会( 地区)</td> </tr> </table> </div>	平成 年度獣医学術 地区学会	日本産業動物獣医学会( 地区)	日本小動物獣医学会( 地区)	日本獣医公衆衛生学会( 地区)
平成 年度獣医学術 地区学会						
日本産業動物獣医学会( 地区)						
日本小動物獣医学会( 地区)						
日本獣医公衆衛生学会( 地区)						

<p>(2) 地区学術集会の実施主体等</p> <p>ア 主催</p> <p>イ 共催</p> <p>ウ 獣医学術地区学会の企画・運営</p> <p>エ 後援</p> <p>オ 協賛(支援・協力)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本産業動物獣医学会( 地区)</li> <li>・ 日本小動物獣医学会( 地区)</li> <li>・ 日本獣医公衆衛生学会( 地区)</li> </ul> <p>注：開催運営は形式上は各地区学会が行うとされているものの、実質的には開催担当の地方獣医師会が担う。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区獣医師会連合会ほか(都道府県など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方獣医師会 注：当該年度の獣医学術 地区学会の開催を担当する地方獣医師会</li> <li>・ 地区を構成する主催地方獣医師会以外の地方獣医師会</li> <li>・ 獣医学術地区学会を構成する分野別地区学会としての (1) 日本産業動物獣医学会( 地区) (2) 日本小動物獣医学会( 地区) (3) 日本獣医公衆衛生学会( 地区)</li> <li>・ 都道府県・市町村など</li> <li>・ 日本獣医師会</li> </ul>
<p>4 地区学会関係(獣医学術地区学会開催費用を含む。)の収支予算(決算)</p>	<p>_____ (種々)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該年度の獣医学術 地区学会を主催する地方獣医師会が計上する。共催する地方獣医師会は、地方獣医師会の毎年度の「獣医学術 地区学会」開催関係経費の負担分相当額を公益目的事業経費として計上する。</li> </ul>
<p>5 地区学会等の役職</p> <p>(1) 獣医学術地区学会</p>	<p>_____</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 年度獣医学術 地区学会会長 注：当該年度の獣医学術地区大会を主催する地方獣医師会の会長が就任</li> </ul>
<p>(2) 学術分野別地区学会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本産業動物獣医学会( 地区) 地区学会長、地区学会評議員</li> <li>・ 日本小動物獣医学会( 地区) 地区学会長、地区学会評議員</li> <li>・ 日本獣医公衆衛生学会( 地区) 地区学会長、地区学会評議員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本産業動物獣医学会( 地区) 地区学会長・地区副学会長、地区学会幹事</li> <li>・ 日本小動物獣医学会( 地区) 地区学会長・地区副学会長、地区学会幹事</li> <li>・ 日本獣医公衆衛生学会( 地区) 地区学会長・地区副学会長、地区学会幹事</li> </ul>

3 地方獣医師会の「地区獣医師大会」関係（地区獣医師大会の開催運営を公益目的事業とする場合）

	こ れ ま で	平成 2 2 年度から順次移行
1 事業の名称	_____	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地方獣医師会の 地区獣医師大会事業</li> <li>注： 事業の開催の内容等に応じ公益目的事業(獣医事向上対策等・政策提言・人材育成等)として位置づける。</li> </ul>
2 地区の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地区の各地方獣医師会の連絡調整等の会議体としての地区獣医師会（連合会）</li> </ul>	同 左
3 地区獣医師大会の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 年度 地区獣医師大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 年度 地区獣医師大会事業による「平成 年度 地区獣医師大会」</li> </ul>
4 地区獣医師大会の実施主体等		
(1) 主 催	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区獣医師会連合会（又は地方獣医師会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方獣医師会</li> <li>注： 当該年度の 地区獣医師大会の開催を担当する地方獣医師会</li> </ul>
(2) 共 催	_____	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区を構成する主催地方獣医師会以外の各地方獣医師会</li> </ul>
(3) 後 援	_____	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・市町村など</li> </ul>
5 地方獣医師大会の収支予算(決算)	_____（種々）	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該年度の地区獣医師大会を主催する地方獣医師会が計上する。共催する地方獣医師会は、地方獣医師会の毎年度の「地区獣医師大会」開催関係経費の負担分相当額を公益目的事業費として計上する。</li> </ul>

## 日本獣医師会学会学術誌の発刊・編集等の考え方

### 1 日本獣医師会雑誌における学会学術誌の位置づけ

日本獣医師会においては、獣医学術の振興及び獣医師その他の獣医療従事者の人材育成を目的に、日本獣医師会雑誌（日獣会誌）を編集・発刊しているが、日獣会誌のうち日本獣医師会学会学術誌（学会学術誌）の編集については、これまでどおり日本獣医師会雑誌の中の獣医学術学会誌として位置づけ、日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会が行う。

### 2 役割分担

#### （１）役員

ア 会長：会長は、日獣会誌編集委員及び獣医学術学会誌編集委員を委嘱する。

イ 専務理事：これまで通り、日獣会誌編集発行者（日獣会誌編集委員会委員長）に就任する。

ウ 学会担当職域理事：日獣会誌のうち学会学術誌部分の編集責任者（獣医学術学会誌編集委員会委員長）に就任する。

#### （２）委員会

ア 日本獣医師会日本獣医師会雑誌編集委員会：日獣会誌のうち学会学術誌以外の部分の編集等を所掌する。

イ 日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会：日獣会誌のうち、学会学術誌部分の編集等を所掌する。

### 3 関係する規程

#### （１）日本獣医師会雑誌

ア 日本獣医師会雑誌編集等規程（制定済み）

イ 日本獣医師会雑誌投稿規程（制定済み）

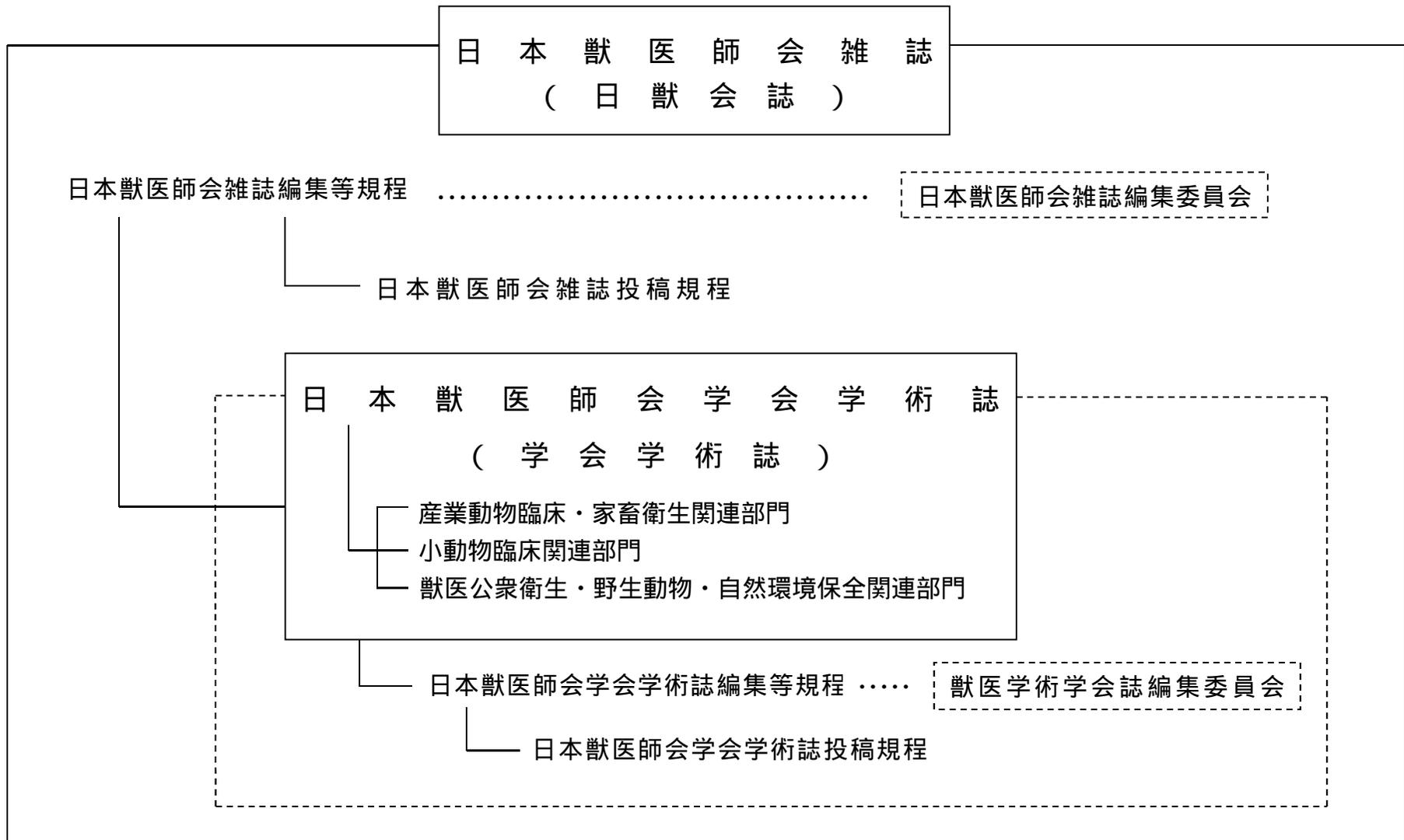
#### （２）日本獣医師会雑誌のうち学会学術誌関係

ア 日本獣医師会学会学術誌編集等規程（新規制定）

イ 日本獣医師会学会学術誌投稿規程（新規制定）

別図 5

### 日本獣医師会雑誌(日獣会誌)の構成及び関係規程



別 添 2

日本獣医師会獣医学術学会事業・日本獣医師会雑誌  
編集・提供事業 関係規程集

平成23年4月1日

社団法人 日本獣医師会

# 目 次

## 獣医学術学会事業関係（地区制により地区を構成する地方獣医師会が主催する獣医学術地区学会事業及び地区獣医師大会事業を含む）

1	日本獣医師会学会運営規程	1
2	獣医学術地区学会運営規程	5
3	獣医学術地区学会運営規程に基づき獣医学術地区学会事業の運営及び地区獣医師大会の運営等に関する報告様式	9
4	日本獣医師会獣医学術賞表彰等規程	21
5	日本獣医師会獣医学術賞選考要領	25

## 日本獣医師会雑誌編集・提供事業関係

1	日本獣医師会雑誌編集等規程	27
2	日本獣医師会雑誌投稿規程	29
3	日本獣医師会学会学術誌編集等規程	33
4	日本獣医師会学会学術誌投稿規程	35
5	日本獣医師会学会学術誌に係る著者負担金について	45
6	日本獣医師会学会学術誌投稿の手引き	47
7	日本獣医師会学会学術誌編集申合せ事項	別添

獣医学術学会事業関係(地区制により地区を構成する地方獣医師会が主催する獣医学術地区学会事業及び地区獣医師大会事業を含む)

## 1 日本獣医師会学会運営規程

(平成23年3月25日制定・平成22年度第4回理事会決議)

### (目的)

第1条 この規程は、社団法人日本獣医師会定款施行細則(以下「施行細則」という。)第32条第3項の規定に基づき、同条第1項に定める学会(以下「学会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

### (事業)

第2条 学会は、獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、次の事項に関する事業を行う。

- (1) 獣医学術の調査研究に関する発表及び討論のための集会並びに講演会等の開催
- (2) 獣医学術に関する調査研究論文の発表のための学術誌の編集
- (3) 獣医学術に関する功績者の選考
- (4) その他の獣医学術に関する調査研究活動

2 前項第1号の事業として、獣医学術学会年次大会(以下「学会年次大会」という。)を開催する。

3 学会年次大会は、日本獣医師会(以下「本会」という。)が主催するが、その開催地を活動の区域とする社団法人日本獣医師会定款第2条で規定する都道府県又は政令市獣医師会(以下「地方獣医師会」という。)に運営を委託することができる。この場合、学会年次大会の開催は、本会の主催、当該地方獣医師会の共催とする。

4 第1項第2号の事業として日本獣医師会学会学術誌を編集する。なお、編集に関する事項は別に定める。

5 第1項第3号の事業として日本獣医師会獣医学術賞等の授与対象の功績者を審査し選考する。

なお、審査及び選考並びに表彰に関する事項は別に定める。

6 本会は、施行細則に定める地区制（以下「地区」という。）を構成する地方獣医師会が当該地区ごとに置く獣医学術地区学会（以下「地区学会」という。）と連携し、地区学会の協力の下で第1項に掲げる事業を推進する。

なお、地区学会の運営等に関する基本的事項は、理事会の決議を経て本会会長が別に定める。

### （学会会長の職務）

第3条 学会に学会会長1人を置く。

2 学会会長には、細則別表に定める職域制のうち学会を担当する本会理事があたる。

3 学会会長は、本会会長の指示するところにより、第2条に規定する学会の事業に係る事務を掌理し、その運営状況を理事会に報告する。

### （学会の構成等）

第4条 学会は、施行細則第32条第1項に規定する獣医学術分野別学会（以下「分野別学会」という。）により構成するが、学会には学会の事業の円滑な推進を図るため、会議及び委員会を置くことができる。

2 分野別学会は、各分野別学会に所属する学会幹事20名以内で組織する。ただし、本会会長が特に必要があると認めるときは、学会幹事を若干名増やすことができる。

3 分野別学会の学会幹事は、次の各号に掲げる者のうちから、各分野別学会ごとに本会会長が委嘱する。

（1）獣医学術地区学会運営規程第5条に規定する分野別地区学会の地区学会長

（2）獣医学術に関する研究歴等を勘案し学会会長が必要と認める者

4 学会幹事の任期は、本会役員の任期が終了する前年度の年度末までとする。

5 分野別学会のそれぞれに分野別学会の学会長1名及び副学会長2名以内を置く。分野別学会の学会長及び副学会長は学会幹事の中から本会会長が学会会長と協議のうえ決定し、委嘱する。

### （分野別学会の学会長等の職務）

第5条 分野別学会の学会長、副学会長及び学会幹事の職務は次のとおりとする。

（1）学会長は、学会会長の指示するところにより、所属する分野別学会の事業を統括する。

（2）副学会長は、所属する分野別学会の学会長を補佐する。

( 3 ) 学会幹事は、所属する分野別学会の事業の企画運営に係る事務を分担して処理する。

## ( 会 議 )

第 6 条 学会に置く会議は次のとおりとする。

( 1 ) 学会正副会長会議

( 2 ) 学会幹事会議

2 学会会議は、それぞれ次により組織し、本会会長が招集する。

なお、学会会議には、本会の会長、副会長（学会担当）、専務理事が出席し、会議の運営に意見を述べることができる。

( 1 ) 学会正副会長会議は、学会会長並びに分野別学会の学会長及び副学会長で組織する。

( 2 ) 学会幹事会議は、学会会長並びに分野別学会の学会長、副学会長及び学会幹事で組織する。

## ( 委員会 )

第 7 条 学会に置く委員会は次のとおりとする。

( 1 ) 獣医学術学会年次大会企画運営委員会

( 2 ) 獣医学術学会年次大会実行委員会

( 3 ) 獣医学術功績者選考委員会

( 4 ) 獣医学術学会誌編集委員会

( 5 ) その他学会活動の円滑な運営を図るために必要として会長が設置を認めた委員会

2 第 1 項に掲げる委員会のうち、獣医学術学会年次大会実行委員会は、年次大会の開催運営を第 2 条第 3 項の規定に基づき地方獣医師会に委託する場合には当該地方獣医師会に置き運営する。

3 委員会の運営に関する細部事項は、別に定めるところによる。

## ( 規定外事項 )

第 8 条 この規程に定めるもののほか、学会の運営に関する細部事項は、本会会長が別に定める。

附 則（平成23年3月25日制定・平成22年度第4回理事会決議）

- 1 この日本獣医師会学会運営規程（以下「学会運営規程」という。）は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この学会運営規程の施行に伴い、日本産業動物獣医学会会則（同施行細則及び同運営規程を含む。）日本小動物獣医学会会則（同施行細則及び同運営規程を含む。）及び日本獣医公衆衛生学会会則（同施行細則及び同運営規程を含む。）（いずれも平成22年2月27日制定、平成元年度第6回理事会承認。（以下「各学会会則等」という。））は、廃止するが、平成23年度までの間は、学会運営規程による運営への移行期として、学会又は地区学会については、必要最小限の範囲で各学会会則等に基づく運営を行うことができる。
- 3 この学会運営規程の施行時において、各学会会則等の規定に基づき置かれた学会の役員（理事及び監事）は、第4条第2項の規定に基づき、各分野別学会に所属する学会幹事として本会会長が委嘱した者とし、また、各学会会則等による理事のうち、会長、副会長については、会長は第4条第5項の規定に基づく分野別学会の学会長、副会長は同分野別学会の副学会長とする。
- 4 各学会会則等により置かれた学会の役員のうち、附則第3の規定により、第4条2項の規定に基づく学会幹事とされた者の任期については、第4条第4項の規定に基づく任期に相当する期間まで延長することができる。

## 2 獣医学術地区学会運営規程

(平成23年3月25日制定・平成22年度第4回理事会決議)

### (目的)

第1条 この規程は、日本獣医師会学会運営規程(平成23年3月25日制定、日本獣医師会平成22年度第4回理事会決議。以下「学会運営規程」という。)第2条第6項の規定に基づき獣医学術地区学会(以下「地区学会」という。)の運営等に関する基本的事項を定めるものである。

### (事業)

第2条 地区学会は、獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、社団法人日本獣医師会定款施行細則別表に定める地区制(以下「地区」という。)による地区ごとに次の事項に関する事業を行う。

なお、事業は、各地区学会が置かれた各地区を構成する日本獣医師会定款第7条で規定する都道府県又は政令市獣医師会(以下「地方獣医師会」という。)が運営する。

- (1) 次項の規定により開催する獣医学術の調査研究に関する発表及び討論のための集会並びに講演会等の企画及び運営
- (2) 獣医学術地区学会長賞等の獣医学術に関する功績者の選考その他の獣医学術に関する学会学術活動

2 前項第1号の事業として各地区ごとに獣医学術 地区学会(注: は地区の名称を表記する。以下同様)を開催するが、各地区で開催する獣医学術 地区学会は、当該地区学会の置かれた地区を構成する地方獣医師会のうち、当該獣医学術 地区学会の開催運営を担当する地方獣医師会(以下「開催担当獣医師会」という。)が主催し、当該地区の他の地方獣医師会が共催する。

なお、日本獣医師会(以下「本会」という。)は、各地区で開催する獣医学術 地区学会を協賛し、その運営を支援・協力する。

### (地区学会会長等の職務)

第3条 地区学会に地区学会会長1名を置く。

- 2 地区学会会長には、開催担当獣医師会の会長があたる。
- 3 地区学会会長は、第2条に規定する地区学会の事業に係る事務を掌理し、別に定めるところによりその運営状況等(獣医学術地区学会長賞の選考結果を含む。)を本会会長に

4 第2条第2項で規定する獣医学術地区学会を複数の地区学会が合同して開催する場合は、地区学会副会長を置くことができる。

5 地区学会副会長は地区学会会長を補佐する。

(地区学会の構成等)

第4条 地区学会は、本会定款施行細則第32条第1項に規定する獣医学術分野別ごとの獣医学術分野別地区学会(以下「分野別地区学会」という。)により構成するが、地区学会には地区学会の事業の円滑な推進を図るため、会議及び委員会を置くことができる。

2 分野別地区学会は、各分野別地区学会に所属する地区学会幹事で構成する。

3 地区学会幹事は、分野別地区学会ごとに地区学会を構成する地方獣医師会において、獣医学術に関する研究歴を有する者のうちから地区学会幹事候補者として推薦を受けた者について地区学会会長が委嘱する。

なお、委嘱は、前任者の任期が終了する前に行うものとし、地区学会会長は、分野別地区学会の地区学会長、地区副学会長及び地区学会幹事を決定した場合は、遅滞なくその氏名・所属等を本会会長に報告する。ただし、再任は妨げない。

4 地区学会幹事の任期は、本会役員の任期が終了する前年度の年度末までとする。ただし、任期途中で地区学会幹事に異動があった場合は、地区学会会長は遅滞なくその旨を本会会長に報告する。

5 分野別地区学会のそれぞれに地区学会長1名及び地区副学会長2名以内を置く。分野別地区学会の各地区学会長及び地区副学会長は地区学会幹事の中から各地区学会において決定し、地区学会会長が委嘱する。

(分野別地区学会の地区学会長等の職務)

第5条 分野別地区学会の地区学会長、地区副学会長及び地区学会幹事の職務は、次のとおりとする。

(1) 地区学会長は、地区学会会長の指示するところにより、所属する分野別地区学会の事業を統括する。

(2) 地区副学会長は、所属する分野別地区学会の地区学会長を補佐する。

(3) 地区学会幹事は、所属する分野別地区学会の事業の企画運営に係る事務を分担して処理する。

(地区学会並びに地区学会の会議及び委員会の運営)

第6条 地区学会運営の細部事項並びに学会の会議及び委員会の運営に関する事項は、本

規程及び別に定めるところによるほかは各地区学会において地区学会会長が定めるところによる。

(報告)

第7条 開催担当獣医師会の会長(地区学会会長)及びその他地区を構成する地方獣医師会の会長は、第3条第3項並びに第4条第3項及び同項第4項に定めるところのほか、第2条に規定する事業の運営に関しての必要な事項を別に定めるところにより本会会長に報告する。

(庶務)

第8条 地区学会の庶務は、地区学会会長が所属する地方獣医師会の事務局において処理する。

附 則(平成23年3月25日制定・平成22年度第4回理事会決議)

- 1 この獣医学術地区学会運営規程(以下「地区学会運営規程」という。)は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この地区学会運営規程の施行時において廃止される、日本産業動物獣医学会会則(同施行細則及び同運営規程を含む。)、日本小動物獣医学会会則(同施行細則及び同運営規程を含む。))及び日本獣医公衆衛生学会会則(同施行細則及び同運営規程を含む。)(いずれも平成22年2月27日制定、平成元年度第6回理事会承認。(以下「各学会会則等」という。))の規程に基づき置かれた地区学会の評議員は、第4条第2項の規定に基づき、各分野別学会に所属する地区学会幹事として開催担当獣医師会の会長が委嘱した者とする。また、各学会会則等による地区学会長については、第4条第5項の規定に基づく分野別地区学会の地区学会長とする。

なお、第4条第5項の規定に基づく分野別地区学会の地区副学会長については、地区学会幹事とされた者のうちから選任することができる。
- 3 各学会会則等により置かれた地区学会評議員のうち、附則第3の規定により、第4条第2項の規定に基づく地区学会幹事とされた者の任期については、第4条第4項の規定に基づく任期に相当する期間まで延長することができる。



### 3 獣医学術地区学会運営規程に基づき獣医学術地区学会事業の運営及び地区獣医師大会の運営等に関する報告様式（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 日獣発第 366 号）

獣医学術地区学会運営規程（以下「運営規程」という。）第 7 条の規定に基づく獣医学術地区学会事業の運営及び地区獣医師大会の運営等に関し社団法人日本獣医師会会長に対する各種報告の様式及び提出の期限は、それぞれ下表のとおりとする。

#### 1 獣医学術地区学会事業関係

運営規程の該当条項	報告の様式	提出の期限
<b>1 第 3 条第 3 項関係</b> ( 1 ) 獣医学術地区学会の開催計画 ( 2 ) 獣医学術地区学会学会長賞の選考結果の報告 ( 3 ) 獣医学術地区学会の完了報告	別紙様式第 1 号 別紙様式第 2 号 別紙様式第 3 号	開催年度の 6 月末まで 終了後、遅滞なく速やかに 開催年度の 1 2 月末まで
<b>2 第 4 条第 3 項関係</b> 学術分野別地区学会の地区学会長、地区副学会長及び地区学会幹事の決定の報告	別紙様式第 4 号	次の任期の地区学会長、地区副学会長、地区学会幹事を決定した都度、遅滞なく 新任期が開始される 1 カ月前の 2 月末まで
<b>3 第 4 条第 4 項関係</b> 地区学会幹事の異動の報告	別紙様式第 5 号	地区学会幹事の異動の都度、速やかに

## 2 地区獣医師大会事業関係

提出内容	様式	提出の期限
<p><b>1 後援名義申請関係</b></p> <p>(1) 地区連合獣医師大会の開催計画</p> <p>(2) 地区連合獣医師大会の完了報告</p> <p><b>2 臨場申請関係</b></p> <p>(1) 農林水産省、環境省、厚生労働省</p> <p>(2) 日本獣医師会</p>	<p>別紙様式第6号</p> <p>別紙様式第7号</p> <p>別紙様式第8号</p> <p>別紙様式第9号</p>	<p>開催年度の6月末まで</p> <p>終了後、遅滞なく速やかに</p> <p>開催年度の6月末まで</p> <p>開催年度の6月末まで</p>

番 号  
年 月 日

社団法人 日本 獣 医 師 会  
会 長 様

平成\_\_年度 獣医学術\_\_地区学会会長  
社団法人 獣医師会会長

印

平成\_\_年度 獣医学術\_\_地区学会の開催計画

平成\_\_年度 獣医学術\_\_地区学会の開催計画等を下記のとおり報告します。

記

1 開催日時及び場所：(分野別地区学会ごとに日時及び場所が異なる場合は、それぞれ記入してください。)

(1)開催日時；平成\_\_年\_\_月\_\_日( ) : ~ :

(2)開催場所；名 称：\_\_\_\_\_

住 所：\_\_\_\_\_

2 日本獣医師会協賛金の額と送金先：

(1)請求金額；\_\_\_\_\_万円

(分野別地区学会ごとに 万円及び1地区につき 万円)

(2)送 金 先；銀行名 \_\_\_\_\_銀行 \_\_\_\_\_支店

口座番号(普通・当座) \_\_\_\_\_

口座名(フリガナ) \_\_\_\_\_

3 収支予算：(獣医学術地区学会開催全体の収支予算を記載してください。)

【収入の部】

区 分	予算額(円)	備 考
自 己 負 担 金		開催担当獣医師会等
参 加 費 収 入		参加費を徴収した場合
日本獣医師会協賛金		日本獣医師会
その他協賛金収入		協賛金(掲載料、出展料等)収入
そ の 他 の 収 入		利息等
合 計		

【支出の部】

区 分	予算額(円)	備 考
会 場 ・ 施 設 費		会場借料、設営費、看板代等
学 会 運 営 費		運営委託費、会議費等
旅 費 ・ 謝 金		地区学会幹事、講演者等旅費、謝金
印 刷 費		学会プログラム等印刷費
事 務 費 等		通信運搬費、事務消耗品費、賃金等
そ の 他		予備費等
合 計		

番 号  
年 月 日

社団法人 日本 獣 医 師 会  
会 長 様

平成\_\_年度 獣医学術\_\_地区学会会長  
社団法人 獣医師会会長

印

平成\_\_年度 獣医学術\_\_地区学会会長賞の選考結果の報告

平成\_\_年度 獣医学術\_\_地区学会の地区学会会長賞受賞演題等を下記のとおり報告します。

記

【日本産業動物獣医学会( 地区)】

演 題 名 : \_\_\_\_\_

受賞者氏名(所属) : \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

選考理由 : \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

【日本小動物獣医学会( 地区)】

演 題 名 : \_\_\_\_\_

受賞者氏名(所属) : \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

選考理由 : \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

【日本獣医公衆衛生学会( 地区)】

演 題 名 : \_\_\_\_\_

受賞者氏名(所属) : \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

選考理由 : \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

注：地区学会会長賞の報告にあたっては、選考理由を詳しく記述してください(別紙に記載も可)

社団法人 日本 獣 医 師 会  
会 長 様

平成\_\_年度 獣医学術\_\_地区学会会長  
社団法人 獣医師会会長

印

平成\_\_年度 獣医学術\_\_地区学会の完了報告

平成\_\_年度 獣医学術\_\_地区学会を完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 開催日時及び場所：(分野別地区学会ごとに日時及び場所が異なる場合は、それぞれご記入ください。)

(1)開催日時；平成\_\_年\_\_月\_\_日( ) : ~ :

(2)開催場所；名 称：\_\_\_\_\_

住 所：\_\_\_\_\_

2 口頭発表演題数：産業動物；\_\_題、小動物；\_\_題、公衆衛生；\_\_題、合 計；\_\_題

3 参加人数(分野別地区学会を合算した合計の人数で可)：\_\_\_\_\_名(地方会別参加人数を別添のこと。)

4 生涯研修事業ポイントシール配布状況：

1 P...\_\_名、2 P...\_\_名、3 P...\_\_名、4 P...\_\_名、5 P...\_\_名

総配布人数\_\_名、総配付ポイント数\_\_ポイント

5 次年度 獣医学術地区学会主催地方獣医師会：\_\_\_\_\_獣医師会

6 収支決算(獣医学術地区学会開催全体の収支決算を記載してください)：

【収入の部】

区 分	決算額(円)	備 考
自 己 負 担 金		開催担当獣医師会等
参 加 費 収 入		参加費を徴収した場合
日本獣医師会協賛金		日本獣医師会
その他協賛金収入		協賛金(掲載料、出展料等)収入
そ の 他 の 収 入		利息等
合 計		

【支出の部】

区 分	決算額(円)	備 考
会 場 ・ 施 設 費		会場借料、設営費、看板代等
学 会 運 営 費		運営委託費、会議費等
旅 費 ・ 謝 金		地区学会幹事、講演者等旅費、謝金
印 刷 費		学会プログラム等印刷費
事 務 費 等		通信運搬費、事務消耗品費、賃金等
そ の 他		予備費等
合 計		

7 添付書類等： 学会プログラム(講演要旨集)8部 データ(pdf)化した講演要旨(抄録)を記録したCD-ROM等

番 号  
年 月 日

社団法人 日本 獣 医 師 会  
会 長 様

平成\_\_年度 獣医学術\_\_地区学会会長  
社団法人 獣医師会会長

印

### 学術分野別地区学会長等の決定の報告

このたび、獣医学術 地区学会における学術分野別地区学会長、地区副学会長、地区学会幹事を下記のとおり決定したので報告します。

記

#### 【日本産業動物獣医学会（ 地区）】

職 名	氏 名	勤 務 先 名 所 属 地 方 会 名	勤務先役職 地方会役職
地区学会長			
地区副学会長			
地区学会幹事			

〔任期：平成 年 月 日～平成 年 月 日〕

【日本小動物獣医学会（ 地区）】

職 名	氏 名	勤 務 先 名 所 属 地 方 会 名	勤務先役職 地方会役職
地区学会長			
地区副学会長			
地区学会幹事			

〔任期：平成 年 月 日～平成 年 月 日〕

【日本獣医公衆衛生学会（ 地区）】

職 名	氏 名	勤 務 先 名 所 属 地 方 会 名	勤務先役職 地方会役職
地区学会長			
地区副学会長			
地区学会幹事			

〔任期：平成 年 月 日～平成 年 月 日〕

勤務先の名称・役職と、所属する地方獣医師会名・役職をそれぞれ記載してください。  
必要に応じて地区学会幹事の数を変更してください。

番 号  
年 月 日

社団法人 日本 獣 医 師 会  
会 長 様

平成\_\_年度 獣医学術\_\_地区学会会長  
社団法人 獣医師会会長

印

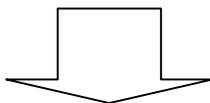
### 学術分野別地区学会幹事の異動の報告

学術分野別地区学会幹事の異動があったので、下記のとおり報告します。

記

〔学術分野別学会名( 地区)〕

旧	職 名	氏 名	勤 務 先 名	勤務先役職
			所 属 地 方 会 名	地方会役職



新	職 名	氏 名	勤 務 先 名	勤務先役職
			所 属 地 方 会 名	地方会役職

番 号  
年 月 日

社団法人 日本獣医師会  
会 長 様

平成\_\_年度 \_\_\_\_地区を構成する地方獣医師会を代表する地方獣医師会会長  
社団法人 獣医師会会長

印

〔 地区連合獣医師大会 〕の開催計画

〔 地区連合獣医師大会 〕を開催するに当たり、農林水産省、環境省、厚生労働省の後援名義使用の許可を受けて開催したいので、開催計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 大会の名称： \_\_\_\_\_
- 2 主催者： \_\_\_\_\_
- 3 開催日時・場所： (1) 開催日時；平成\_\_年\_\_月\_\_日( ) : ~ : \_\_\_\_\_  
(2) 開催場所；名 称： \_\_\_\_\_  
住 所： \_\_\_\_\_

- 4 収 支 予 算： (大会に係る予算額のみ(地区学会の予算額を除く)記入してください。)

【収入の部】

区 分	予算額(円)	備 考
自己負担金		開催担当獣医師会等
補助金等		県、市等
その他の収入		協賛金等
合 計		

【支出の部】

区 分	予算額(円)	備 考
会場・施設費		会場借料、設営費、看板代等
会議費		会議費等
旅費・謝金		役員・講演者等旅費、謝金
印刷費		大会誌等印刷費
事務費等		通信運搬費、事務消耗品費、賃金等
合 計		

- 5 添付書類等：主催団体の定款

番 号  
年 月 日

社団法人 日本 獣 医 師 会  
会 長 様

平成\_\_年度 \_\_\_\_地区を構成する地方獣医師会を代表する地方獣医師会会長  
社団法人 獣医師会会長

印

〔 地区連合獣医師大会 〕 の完了報告

農林水産省、環境省、厚生労働省の後援名義を使用した〔 地区連合獣医師大会 〕が終了したので、開催結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 大会の名称： \_\_\_\_\_
- 2 主催者： \_\_\_\_\_
- 3 開催日時・場所： (1) 開催日時；平成\_\_年\_\_月\_\_日( ) : ~ : \_\_\_\_\_  
(2) 開催場所；名 称： \_\_\_\_\_  
住 所： \_\_\_\_\_

4 収 支 決 算：(大会に係る決算額のみ(地区学会の決算額は除く)を記入してください。)

【収入の部】

区 分	決算額(円)	備 考
自己負担金		開催担当獣医師会等
補助金等		県、市等
その他の収入		協賛金等
合 計		

【支出の部】

区 分	決算額(円)	備 考
会場・施設費		会場借料、設営費、看板代等
会議費		会議費等
旅費・謝金		役員・講演者等旅費、謝金
印刷費		大会誌等印刷費
事務費等		通信運搬費、事務消耗品費、賃金等
合 計		

5 添付書類等：大会プログラム(8部、但し地区学会の講演要旨集と同じ冊子の場合は、地区獣医師大会・地区学会分を合わせて8部で可)

番 号  
年 月 日

農林水産省 消費・安全局長 様  
環境省 自然環境局長 様  
厚生労働省 医薬食品局長 様  
厚生労働省 健康局長 様

~~~~~それぞれ作成してください（は連名で作成してください）~~~~~

平成\_\_年度 \_\_\_\_地区を構成する地方獣医師会を代表する地方獣医師会会長  
社団法人 獣医師会会長

印

〔 地区連合獣医師大会 〕に係る臨場申請について

平成××年××月××日付け××日獣発第××号により後援名義使用の許可申請をいたしました標記の大会につきましては、下記次第により開催することとしております。

については、要務ご繁忙の折、誠に恐縮に存じますが、本大会にご臨席のうえご祝辞を賜りたく、ご高配の程よろしく申し上げます。

記

1 開催日時：平成 年 月 日( ) : ~ :

2 開催場所：会場名(住所、電話)

3 大会次第：(1)開 会  
(2)大会長挨拶  
(3)日本獣医師会長挨拶  
(4)来賓祝辞

農林水産省 消費・安全局長 (予定時刻 : )

環 境 省 自然環境局長 (予定時刻 : )

厚生労働省 医薬食品局長  
厚生労働省 健康局長 } (予定時刻 : )

知事、市長等

(5)功労者表彰・学会表彰

(6)大会議事

(7)決議宣言

(8)特別講演

(9)閉 会

番 号  
年 月 日

社団法人 日本獣医師会  
会 長 様

平成\_\_年度 \_\_\_\_地区を構成する地方獣医師会を代表する地方獣医師会会長  
社団法人 獣医師会会長

印

〔 地区連合獣医師大会 〕に係る臨場申請について

〔 地区連合獣医師大会 〕は、下記のとおり開催することいたしましたので、要務ご繁忙の折り誠に恐縮に存じますが、ご臨席のうえ祝辞を賜りたく、お願いします。

記

- 1 開催日時：平成 年 月 日( ) : ~ :
- 2 開催場所：会場名(住所、電話)
- 3 大会次第：(1)開 会  
(2)大会長挨拶  
(3)日本獣医師会長挨拶 (予定時刻 : )  
(4)来賓祝辞  
農林水産省 消費・安全局長  
環 境 省 自然環境局長  
厚生労働省 医薬食品局長(または健康局長)  
知事、市長等  
(5)功労者表彰・学会表彰  
(6)大会議事  
第1号議案：  
第2号議案：  
第3号議案：  
第4号議案：  
(7)決議宣言  
(8)特別講演  
(9)閉 会

【大会以外に臨席を希望する関連会議・交流会等】

< 例 >

- 1 \_\_\_\_地区獣医師会連合会役員会 月 日( ) 時~ 時 会場：
- 2 関連委員会 月 日( ) 時~ 時 会場：
- 3 歓迎交流会 月 日( ) 時~ 時 会場：

## 4 日本獣医師会獣医学術賞表彰等規程 (平成23年3月25日一部改正・平成22年度第4回理事会決議)

### (目的)

第1条 この規程は、獣医学術の振興・普及及び調査研究に関し著しく貢献した者に対し、社団法人日本獣医師会(以下、「本会」という。)が獣医学術賞(以下、「賞」という。)を授与してこれを表彰するとともに、さらなる調査研究を奨励することにより、わが国獣医学術の一層の発展を図ることを目的として定めるものである。

### (賞の区分及びその対象となる業績)

第2条 賞の区分及びその対象となる業績は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 産業動物部門

獣医学術奨励賞：産業動物獣医学に関する研究論文であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術学会賞：産業動物獣医学に関する研究発表であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術功労賞：産業動物獣医学に関する学術の振興・普及に著しく功労のあった業績

#### (2) 小動物部門

獣医学術奨励賞：小動物獣医学に関する研究論文であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術学会賞：小動物獣医学に関する研究発表であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術功労賞：小動物獣医学に関する学術の振興・普及に著しく功労のあった業績

#### (3) 公衆衛生部門

獣医学術奨励賞：獣医公衆衛生学に関する研究論文であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術学会賞：獣医公衆衛生学に関する研究発表であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術功労賞：獣医公衆衛生学に関する学術の振興・普及に著しく功労のあった業績

- 2 前項各号に掲げる各賞の選考の対象となる業績の細部に係る事項等は、会長が別に定める日本獣医師会獣医学術賞選考要領（以下、「選考要領」という。）の定めるところによる。

#### （被表彰者）

第3条 被表彰者は、獣医学術の振興・普及及び調査研究の向上に著しく貢献した個人又は団体とする。

- 2 賞の選考は、毎年度ごとに行うこととし、各年度の被表彰者の数は、前条第1項各号に定める各賞別に1名又は1研究集団とする。

#### （賞の内容）

第4条 第2条第1項各号に定める賞別に、本賞（賞状）及び副賞（調査研究奨励費）を被表彰者にそれぞれ授与するとともに、本賞は会長から、副賞は動物関連産業界等の協賛者から授与する。

#### （賞の選考）

第5条 賞の審査及び選考は、本会定款第39条に定める学会に設置した獣医学術功績者選考委員会（以下、「委員会」という。）が、第2条第2項の規定に基づき定めた選考要領により行う。

#### （委員会の構成等）

第6条 委員会は、第2条第1項に掲げる部門別に各5名以内の委員をもって構成し、会長が獣医学術に関する研究業績を有する者の中から選任して委嘱することとし、委員の任期は、日本獣医師会学会運営規程第4条第4項の規定に基づく学会幹事の任期とする。なお、獣医学術学会賞の審査及び選考に充てるため委員若干名を増やすことができる。

- 2 委員会に委員長1名及び副委員長3名を置く。
- 3 委員長は、本会定款第39条に定める学会を担当する本会の職域理事があたる。また、副委員長は、第2条第1項に掲げる各部門別に委員の互選によりそれぞれ1名を選任する。
- 4 委員長は、委員会を統括する。また、副委員長は、その属する部門をそれぞれ総括して委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長3名の互選によりそのうちの1名がその職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 委員会の議決は、出席委員の3分の2の賛成を必要とする。
- 6 委員がやむを得ない理由により委員会に出席できないときは、その属する部門の副委員長に委任状を提出して当該副委員長に前項の議決を委任することができる。

**(選考結果の報告)**

第7条 委員長は、被表彰者を決定したときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

**(被表彰者の発表及び表彰等)**

第8条 被表彰者の発表及び表彰は、本会の獣医学術学会年次大会及び日本獣医師会雑誌の誌上において行い、また、受賞業績名、受賞者名、受賞理由の内容は、日本獣医師会雑誌の誌上及び日本獣医師会ホームページにおいて公表する。

**(規格外事項)**

第9条 この規程に定めのない事項については、会長が委員長と協議の上決定する。

**(雑 則)**

第10条 この規程の改廃は、会長が理事会の議決を経て行わなければならない。

**附 則 (平成21年9月7日制定・平成21年度第3回理事会承認)**

- 1 この規程は、平成21年9月7日から施行する。
- 2 社団法人日本獣医師会獣医学術奨励賞表彰規程(平成11年7月1日制定)は廃止する。

**附 則 (平成23年3月25日一部改正・平成22年度第4回理事会決議)**

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。



## 5 日本獣医師会獣医学術賞選考要領

(平成21年9月7日付け21日獣発第153号・平成23年3月25日一部改正)

日本獣医師会獣医学術賞表彰等規程(以下「表彰規程」という。)第5条の規定に基づく獣医学術賞に係る被表彰者の審査及び選考に関する事項は、この要領の定めるところによる。

第1条 表彰規程第2条第1項各号に規定する獣医学術賞の獣医学術奨励賞、獣医学術学会賞及び獣医学術功労賞(以下、「各賞」という。)の選考の対象となる業績は、次に掲げるものとする。

- 1 獣医学術奨励賞の対象となる業績は、日本獣医師会雑誌編集等規程(平成21年5月25日付け21日獣発第64号)第1条に規定する日本獣医師会雑誌の学会学術誌に掲載された獣医学術の振興・普及及び調査研究の推進に関する学術論文等(原著又は短報)であって、選考日の属する年の7月以前2年間に掲載されたもの
- 2 獣医学術学会賞の対象となる業績は、選考日の属する年度の日本獣医師会獣医学術学会年次大会において地区学会長賞受賞講演として講演されたもの
- 3 獣医学術功労賞の対象となる業績は、表彰規程第2条に定める部門別に、それぞれ獣医学術の振興・普及に著しく功労のあった業績であって、会長が別に定めるところによる募集要領に基づき推薦を受けたもの

なお、表彰規程第6条に規定する委員会(以下「委員会」という。)の委員は、獣医学術功労賞の対象となる業績を推薦することはできない

第2条 委員会における各賞の被表彰者の審査と選考は、それぞれ部門別に行い、被表彰者の決定は、委員会の合議に基づいて行う。

第3条 委員会の委員もしくは委員の業績が選考に付された場合、当該委員は、その対象となる各賞の選考に加わることはできない。

第4条 この要領に定めのない事項は、会長が委員長と協議の上、決定する。

第5条 この要領の改廃は、委員会の議決を経て、会長が行わなければならない。

附 則（平成 21 年 9 月 7 日制定（平成 21 年 9 月 7 日付け 21 日獣発第 152 号））

- 1 この要領は、平成 21 年 9 月 7 日から施行する。
- 2 社団法人日本獣医師会獣医学術奨励賞選考要領（平成 11 年 6 月 24 日制定）は、廃止する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日一部改正（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 日獣発第 370 号））

- 1 この一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

# 日本獣医師会雑誌編集・提供事業関係

## 1 日本獣医師会雑誌編集等規程 (平成21年5月25日付け21日獣発第64号)

### (目的)

第1条 この規程は、獣医学術の振興・普及とともに、獣医専門技術及び知識の普及・啓発や獣医事情の提供を通じての獣医師専門職の人材養成に資するため、日本獣医師会が編集及び発行(以下「編集等」という。)する日本獣医師会雑誌(以下「日獣会誌」という。)の編集等に関する事項を定めたものである。

なお、日獣会誌うち、社団法人日本獣医師会定款第39条において規定する学会が編集する学会学術誌に関する事項(第2条及び第5条から第9条に定める事項を除く。)については、別に定めるところによるものとする。

### (編集発行者)

第2条 日獣会誌の編集等の責任者として編集発行者を置く。編集発行者には、日本獣医師会専務理事をあてる。

### (委員会の設置等)

第3条 日本獣医師会会長(以下「会長」という。)は、日獣会誌の編集等(第1条に規定する学会学術誌に関する事項を除く。)を円滑に行うため、日本獣医師会職域別部会委員会運営規程第6条の規定に基づく個別委員会として日本獣医師会雑誌編集委員会(以下、この規程において「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、7人以内の委員をもって構成し、会長がこれを委嘱する。ただし、会長が必要と認めた場合、委員を若干人増やすことができる。
- 3 委員会の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。委員長には、編集発行者をあてることとし、副委員長は委員の互選により選任する。
- 5 委員長は、委員会を総括し、副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 委員会は、会長が招集し、原則として2カ月に1回開催する。

### **(委員会の職務)**

第4条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 編集方針に関する事項
- (2) 投稿規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 投稿原稿の審査及び採否に関する事項
- (4) 編集等の企画に関する事項
- (5) その他編集等に関する上記第1号から第4号以外の事項

### **(日獣会誌の発行)**

第5条 日獣会誌は、月1回発行する。ただし、必要に応じ増刊又は減刊することができる。

### **(著作権)**

第6条 日獣会誌に掲載されたすべての記事の著作権及び電子的形態による利用も含めた包括的な著作権は、日本獣医師会に帰属する。

2 日獣会誌を利用しようとする者は、あらかじめその利用につき編集発行者の許可を得なければならない。

### **(協賛等)**

第7条 日獣会誌には、日獣会誌の発刊に協賛する団体又は個人による協賛の広告等掲載することができる。

2 編集方針に沿わない等掲載することが適当でないと思われるものについては、必要に応じ、委員会の意見を聴いて掲載しないことができる。

### **(事務局)**

第8条 編集等に係わる事務は、日本獣医師会事務局において所掌する。

### **(雑則)**

第9条 この規定に定めのない事項は、会長が決定する。

附 則(平成21年5月25日付け21日獣発第64号)

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 日本獣医師会会報編集委員会規程(平成2年7月17日制定)は、廃止する。

## 2 日本獣医師会雑誌投稿規程 (平成21年6月17日・日本獣医師会雑誌編集委員会制定)

### (目的)

第1条 この規程は、日本獣医師会雑誌編集等規程(以下「編集規程」という。)第4条の規定に基づき、日本獣医師会雑誌(以下「日獣会誌」という。)の原稿の投稿方法及び編集の区分等に関する事項を定めるものである。

なお、編集規程第1条のなお書に規定したとおり、日獣会誌のうち学会学術誌に関する事項は、別に定めるところによる。

### (編集の区分)

第2条 日獣会誌(学会学術誌部分を除く。以下、同様)の編集の区分は、原則として次のとおりとする。

- (1) 論説：獣医師及び動物医療(獣医学術並びに動物の福祉及び愛護等の関連分野を含む。以下、同様)に関する関係分野における諸問題等の論評、今後の展望等
- (2) 総説：動物医療に関する国内外の調査・研究等に関する動向等の包括的解説
- (3) 会議報告：日本獣医師会関係会議及びその他の関係会議等の開催報告
- (4) 解説・報告：動物医療関係の制度及び事業並びに最新情報等の解説及び報告等
- (5) 学術・教育：獣医学術、教育に関する解説及び報告等
- (6) 行政・獣医事：行政機関等からの通知等の解説及び報告等
- (7) 資料：動物医療関係の統計、海外動物衛生事情等の紹介
- (8) 意見：獣医師、動物医療関係機関等に対する要望・意見等
- (9) 診療室：動物医療に関する日常の経験・体験等に基づく話題・意見等
- (10) 紀行・見聞：動物医療に関する国内外での紀行・見聞・調査等
- (11) 行事等案内(報告)：動物医療関係行事(大会、研修会、講習会等)の案内(報告)
- (12) 募集：動物医療関係者等の人材募集、動物医療関係行事等への参加募集等
- (13) 異動(移動)通知：動物医療関係者等の人事異動、又は動物医療関係施設、団体等の事務所等の移動の通知
- (14) 紹介：動物医療関係事業及び行事等の他、人物、動物医療関係の図書(書評)・物品等の紹介
- (15) 表彰：動物医療関係者の叙勲・表彰等
- (16) 訃報：動物医療関係者等の訃報
- (17) 事務局日誌：動物医療に関する関連会議・行事等の日誌報告

(18) 獣医師生涯研修事業のページ：生涯研修のページQ & A（生涯研修の問題・解答と解説）及び生涯研修事業ポイント取得対象プログラムの案内等

(19) 馬耳東風：後書きコラム

2 編集の区分は、第1項の規定によるほか、必要に応じ編集規程第3条の規定に基づき設置された委員会において追加等を行うことができる。

### （投稿要領等）

第3条 投稿原稿は、原則として未刊行のものとする。

第4条 投稿の要領は、次のとおりとする。

(1) 原稿を筆記具で執筆する場合は、A4判400字詰め原稿用紙を用い、横書きとする。

(2) 原稿をパソコン及びワープロ等で作成する場合は、A4判用紙1頁を400字（20字×20行）とし、行間を十分に開けて横書きのうえ、原則として、電子記憶媒体（CD-R、メモリースティック等）を次に定めるところに従って同封する。

(3) 電子記憶媒体のラベルには、氏名、所属機関名、使用OS・ソフト名及びバージョン、保存ファイル名を明記する。さらに表・図（写真：画質を問われるものを除く）等も可能であれば、同様に保存する。

(4) 電子メールで投稿する場合は、(2)～(3)に基づき作成した原稿を添付ファイルとし、件名、発信者名を明確にして送付する。

(5) 投稿の主な掲載区分ごとの原稿の制限枚数は、原則として次のとおりとする。

| 掲載区分  | 原稿制限枚数 |
|-------|--------|
| 論説    | 18枚    |
| 総説    | 30枚    |
| 解説・報告 | 30枚    |
| 資料    | 12枚    |
| 意見    | 6枚     |
| 診療室   | 6枚     |
| 紀行・見聞 | 12枚    |

(注)：原稿枚数は、400字詰め原稿用紙を使用した場合。

### （執筆要領）

第5条 投稿原稿の執筆要領は、次のとおりとする。

(1) 用語：原稿の記述は、すべて和文、現代かなづかいを使用し、漢字は、専門用語を

除いて常用漢字の範囲にとどめる。また、略称を使用する場合は、文中の初めて使用する箇所で完全な単語を掲げ、その後に略称をカッコ内に表示する。

(2) 本文：1頁目の最上段に標題、著者名、所属機関の名称（執筆時の著者の所属先）及び所在地（郵便番号を含む）を記載する。また、最終頁の最下段には著者（又は連絡責任者）の所属（現所属先）、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを明記する。

(3) 図・表・写真：図（イラストレーションを含む）・表は、黒インクでA4判の白紙又は青色方眼紙を用い、原図から直接製版できるよう作成し、標題を明記する（表は、縦罫線を入れない）。

写真は、白黒でコントラストの明瞭なもので原寸印刷が可能なもの（必要部分を横7.8 cm、縦6.0 cm又は横15.5 cm、縦10.0 cmに整形）をA4判の台紙に貼付（コーナーのみを糊付け）し、説明等を記載する。なお、デジタル画像を用いる際は、明瞭な印刷ができるよう光沢紙等の専用紙を用いる。

図・表・写真は、原稿の最後にまとめて添付し、さらに、それらの挿入位置を本文の右欄外に赤字で明記する。

### （原稿の取扱い）

第6条 原稿の採否、掲載順序等は、委員会で決定する。

第7条 本規程を逸脱する原稿、編集方針と相違する原稿等については内容の変更（加筆、削除、書き直し等）を求めるか、又は不採用とすることがある。

第8条 投稿原稿は、原則として返却しない。

### （著作権及び引用・転載）

第9条 日獣会誌の著作権は、編集規程第6条に定めたとおり日本獣医師会に帰属する。

2 これを利用しようとする者は、あらかじめその利用につき編集発行者の許可を得なければならない。

第10条 投稿原稿について、他著者の論文等を引用・転載する場合は、著作権保護のため、著者及び出版社の許諾を受けるとともに、原稿に出典を明記すること。ただし、引用文献とした場合は、この限りでない。

### （原稿送付先）

第11条 投稿原稿の送付先は、委員会事務局（下記）とする。

第12条 編集発行者が依頼して日獣会誌に掲載する原稿についても前記第4条から第11条に準じ処理する。

**( 雑 則 )**

第 13 条 投稿原稿に関する照会先は、委員会事務局とする。

第 14 条 この規程に定めのない事項は、委員会で協議し、これを編集発行者が処理する。

附 則 (平成 21 年 6 月 17 日・日本獣医師会雑誌編集委員会制定)

- 1 この規程は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。
- 2 日本獣医師会会報投稿規程 (平成 2 年 10 月 5 日制定) は、廃止する。

**【原稿の送付先及び投稿に関する照会先】**

〒107 - 0062 東京都港区南青山 1 - 1 - 1  
新青山ビルヂング西館 23 階  
日本獣医師会雑誌編集委員会事務局

TEL : 03 - 3475 - 1601

FAX : 03 - 3475 - 1604

e mail : info@nichiju.lin.gr.jp

### 3 日本獣医師会学会学術誌編集等規程 (平成23年3月25日付け22日獣発第367号)

#### (目的)

第1条 この規程は、日本獣医師会雑誌編集等規程第1条の規定に基づき日本獣医師会雑誌のうち社団法人日本獣医師会定款(以下「定款」という。)第39条において規定する学会が編集する日本獣医師会学会学術誌(以下「学会学術誌」という。)の編集等に関する事項を定めたものである。

#### (学会学術誌の構成)

第2条 学会学術誌は、次の各号に掲げる獣医学術に関連する部門(以下「獣医学術部門」という。)をもって構成する。

- (1) 産業動物臨床・家畜衛生関連部門
- (2) 小動物臨床関連部門
- (3) 獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門

#### (学会学術誌の編集等)

第3条 学会学術誌の編集は、日本獣医師会学会運営規程(以下「運営規程」という。)第7条第1項第4号に基づき設置する獣医学術学会誌編集委員会(以下「委員会」という。)が行う。

- 2 委員会は、委員長1人及び学会学術誌の編集を行う委員30人以内をもって構成し、委員は日本獣医師会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。
- 3 委員の任期は、定款第17条の規定に基づく日本獣医師会の役員の任期が終了する前年度の年度末とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、運営規程第3条において規定する学会会長があたる。
- 5 委員会には、獣医学術部門ごとに副委員長を各1人置く。副委員長は委員長が指名する。
- 6 委員長は、委員会を統括する。また、副委員長は担当する獣医学術部門の編集を総括し、委員長を補佐する。
- 7 委員会は、会長が招集する。

## (委員会の職務)

第4条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 編集方針に関する事項
- (2) 投稿規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 投稿原稿の審査及び採否に関する事項
- (4) 編集等の企画に関する事項
- (5) その他編集等に関する上記第1号から第4号以外の事項

附 則 (平成22年度第4回理事会決議による平成23年3月25日付け22日獣  
発第367号)

- 1 この日本獣医師会学会学術誌編集等規程(以下「編集規程」という。)は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 編集規程の施行に伴い、日本産業動物獣医学会誌編集委員会規程、日本小動物獣医学会誌編集委員会規程及び日本獣医公衆衛生学会誌編集委員会規程(平成22年2月27日制定。以下「各編集委員会規程」という。)は、廃止する。
- 3 この編集規程の施行時において、各編集委員会規程に基づき委嘱を受けた各学会誌編集委員会の委員は、第3条第2項の規定に基づき、獣医学術学会誌編集委員会委員として本会会長が委嘱した者とする。  
なお、第3条第4項で規定する学会会長が選任されるまでの間は、第3条第2項の規定に基づく委員長については、日本獣医師会定款施行細則第6条第2項第2号に定める別表3の学術・教育・研究担当職域理事があたり、また、第3条第5項の規定に基づく副委員長については、各編集委員会規程による各学会誌編集委員会の委員長とされた者をあてる。
- 4 各編集委員会規程により置かれた学会誌編集委員会委員のうち、附則第2の規定により、第3条第2項の規定に基づく獣医学術学会誌編集委員会委員とされた者の任期については、第3条第3項の規定に基づく任期に相当する期間まで延長することができる。

## 4 日本獣医師会学会学術誌投稿規程

(平成23年4月1日・日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会制定)

### (目的)

第1条 この規程は、日本獣医師会学会学術誌編集等規程(以下「編集規程」という。)第4条第2号の規定に基づき、編集規程第1条に規定する学会学術誌への投稿方法、投稿区分等投稿に関する事項を定めるものである。

### (投稿資格及び条件)

第2条 筆頭著者となることのできる者は、社団法人日本獣医師会定款施行細則第2条の2第1項で定める日本獣医師会の会員構成獣医師又は社団法人日本獣医師会定款第13条第1項で定める賛助会員(個人に限る。)とするが、これ以外の者が筆頭著者となるにあたっては、原則として別に定める投稿料を納付するものとする。

2 投稿の条件は、次のとおりとする。

(1) 投稿原稿の範囲は、獣医学術の振興・普及及び調査研究の推進に関する学術論文等とし、他誌へ未発表かつ未投稿のものとする。

(2) 投稿原稿の根拠とする症例又は動物実験における動物の取り扱い、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)に基づき、動物愛護の趣旨に則し、適正な対応がなされており、動物を用いた研究は、次の条件を満たしていなければならない。

イ 人又は動物の保健衛生に関する学術の進歩及び社会福祉の向上のために十分意義あるものであること。

ロ 必要最小限の数の動物を用いており、他の手段では代替できないものであること。

ハ 動物の不必要な苦痛を避けるために十分な獣医学的配慮がなされていること。

### (原稿の受付日及び採用日)

第3条 投稿原稿は、事務局に到着した日を受付日とし、日本獣医師会学会運営規程第7条第1項第4号に基づき設置する獣医学術学会誌編集委員会(以下「委員会」という。)が採択を決定した日を採用日とする。

### (原稿審査の手順等)

第4条 投稿原稿の審査及び採否に係る事項は、次の手順により行う。

(1) 事務局に投稿された原稿については、編集規程第3条第4号で定める委員長及び同

条第5号で定める副委員長により受付の可否を判断する。

- (2) 受付けた原稿は、副委員長が編集委員の中から選任する担当編集委員により審査に付される。
- (3) 担当編集委員は、内容に応じて専門家に原稿の審査を依頼することができる。
- (4) 担当編集委員は、審査の結果、新規性、有用性、信頼性、論文の完成度等をもって本誌への掲載が適正と判断した原稿について採択する。ただし、審査の過程で著者へ修正を求め、再審査を行うことがある。
- (5) 採択された原稿は原則として採用順に掲載し、不採用とされた原稿は委員長及び副委員長の確認を経て、速やかに著者へ返送される。

### (投稿の区分)

第5条 学会学術誌の投稿区分は、原則として次のとおりとする。

- (1) 総説： 学界において認められた業績、最近の国内外の研究又は獣医界の研究動向等を解説したもの
- (2) 原著： 獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する研究論文
- (3) 短報： 獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する新しい知見、症例報告等、速報的な短い論文
- (4) 技術講座： 獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する技術及び検査方法等を教育的に解説したもの
- (5) 資料： 獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する学術情報、統計等を解説的に紹介したもの

2 投稿区分は、前項の規定によるほか、必要に応じ委員会において希望投稿区分を変更、そのものに限定した区分名称を付すことができる。

### (投稿要領)

第6条 投稿要領は、次のとおりとする。

- (1) 投稿原稿には、別紙様式による投稿票に所定の事項を記載したものを同封する。
- (2) 投稿原稿は、正副あわせて4部を提出するものとする。
- (3) 原稿は、A4判400字詰め原稿用紙を用い、横書きとする。また、ワープロを使用して原稿を作成する場合は、A4判用紙を使用し、1頁(片面)を25字×24行として行間を十分あけ、明朝体を用い横書きでページを付す。
- (4) 原稿の枚数【表題、和文要約、英文要約(SUMMARY)、本文、図(写真を含む)・表等すべて】及び刷り上り頁数は、次の表のとおりとする。なお、これを超過している場合は、投稿原稿を受け付けないことがある。

掲載区分と投稿原稿枚数

| 掲載区分   | 投稿原稿枚数                       |                       | 刷り上り頁数 |
|--------|------------------------------|-----------------------|--------|
|        | 400字詰原稿用紙<br>(25字×16行)       | A4判ワープロ等<br>(25字×24行) |        |
| 総説     | 36枚                          | 24枚                   | 6頁以内   |
| 原著     | 30枚                          | 20枚                   | 5頁以内   |
| 短報     | 24枚                          | 16枚                   | 4頁以内   |
| 技術講座   | 24枚                          | 16枚                   | 4頁以内   |
| 資料     | 12枚                          | 8枚                    | 2頁以内   |
| 学会関係情報 | 学会の活動状況、関連集会の開催等、学術関係情報の提供など |                       |        |

(5) 原稿は、封筒の表面左側に「産業動物臨床・家畜衛生関連部門原稿」、「小動物臨床関連部門原稿」又は「獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門原稿」と投稿を希望する獣医学術部門名を明示したうえで、事務局あてに送付する。ただし、必要に応じ委員会において投稿を希望する学術部門を変更することがある。

(執筆要領)

第7条 執筆要領は、次のとおりとする。

(1) 原著及び短報

イ 用語： 原稿の記述はすべて和文とし、現代かなづかいを使用する。漢字は専門用語を除いて常用漢字の範囲にとどめる。また、略称を使用する場合は、論文中で初めて使用する箇所で完全な単語を掲げ、その後に略称をカッコ内に表示する。学名及び常用されているラテン語等、イタリックで示すものにはアンダーラインを付す。数字は算用数字を用い、度量衡の単位及び略語はCGS単位またはSI単位を用いる。また、数字及び英字は2字で1文字とし、ワープロの場合は半角文字を用いる。

〔例〕度量衡の単位及び略語：

mol、mmol、N、%、m、cm、mm、 $\mu\text{m}$ 、nm、pm、 $\text{cm}^2$ 、k、d、 $\text{m}$ 、 $\mu$ 、kg、g、mg、 $\mu\text{g}$ 、ng、pg、hr、min、sec、rpm、Hz、Bq、cpm、dpm、ppm、ppb、 $\text{J}$ 、pH、 $\text{LD}_{50}$ 、IU、kDa

外国語 - 外国人名、外国機関名等は、原語のまま第1字を大文字で記述する。ただし、国名、地名等は原則としてカタカナで表示する。

動植物名 - 動植物名は、原則として漢字を使用する。ただし、一般的に使用されているものに限り、それ以外のものはカタカナで表示する。

薬品・機器名 - 薬品名は、原則として一般名または局方名を使用し、カタカナで表示する。また、機器名等は原則として一般に使われている名称を和文で表示する。

ロ 第1頁(表紙): 最上段左側に部門名、希望投稿区分及び「新規」(新規投稿原稿の場合)あるいは「継続」(継続審査原稿の場合)の表示を赤字で明記する。次いで、表題、著者名、所属機関名及び所在地住所(郵便番号を含む)を和文で記載する。表題は、研究内容を的確かつ端的に表現したものとし、原則として副題は付けない。著者の所属は、研究実施時の所属機関とする。ただし、筆頭著者に所属の異動があった場合は、著者が希望すれば、現所属機関名及び住所を付記することができる。また、最下段には連絡責任者の所属、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを記入し、別刷を希望する場合には必要部数を赤字で明記する。さらに、表題が28字を超える場合には、28字以内の柱(ランニングヘッド)を記入する。

ハ 第2頁(和文要約): 字数は360字以内とし、論文内容を要約して明確に述べる。要約の最下段には、原著では5語以内、短報では3語以内の日本語のキーワードを英文のKey wordsに対応する順で記載する。

ニ 第3頁(英文要約(SUMMARY)): 英文の表題、著者名、筆頭著者の所属機関名及び所在地住所(郵便番号を含む)を記載する。筆頭著者の所属機関は研究実施時のものとする。ただし、所属の異動があった場合は、著者が希望すれば現所属機関及び住所を付記することができる。次いで、250ワード以内の英文要約を行間を広げて記載する。英文要約(SUMMARY)の最下段にはKey wordsをA B C順に記載する。

ホ 第4頁以降は本文とし、原則として次の項目に区分して記述する。ただし、短報では必ずしも項目別に区分して記述する必要はないが、内容はこれらの項目に従って記述する。なお、記述にあたっては、数字を用いて項目分けすることはしない。

緒言 = 見出しは付けず、研究目的を理解するうえで必要な背景に的を絞って、問題点を明確に記述する。

材料及び方法 = 実験の追試ができるような内容で記述する。入手容易な文献に記載された方法等を使用する場合は、文献引用のみとし、改めて方法等を記述する必要はないが、入手困難な文献、部分的修正を加えた方法を用いる場合等には、簡明に内容を記述する。ま

た、新しい方法、複雑な方法等は、詳細にしかも理解しやすく整理して記述する。なお、本文中に一般名等で記載した薬品機器等の商品名及びメーカー等は、一般名称の直後に括弧内で記載する。さらに第2条第2項第2号に基づき、動物実験については、所属研究機関の動物実験ガイドライン（指針）及び動物実験委員会を有する際は、ガイドライン（指針）の適用及び同委員会の許可を得て実験を行なった旨をその名称とともに記載する。

成績 = 各項目ごとに分けて、「材料及び方法」の項で述べた順序に合わせて記述する。内容は十分に推敲し、必要事項のみを明確に記述する。また、結果の解釈は考察に記述する。

図・表・写真 = 図（イラストレーションを含む）は、黒インクでA4版の白紙または青色方眼紙を用いて、表題を付け、必要な成績のみを理解しやすくまとめる。なお、図は原図から直接製版できるものを提出する（印刷工程の際、新たに作図する経費等は著者負担とする）。

表は、縦罫線を入れないで作成する。

写真は、白黒でコントラストの明瞭なものとし、表題と簡単な説明を付け、原寸印刷が可能なように必要部分を横7.8 cm、縦6.0 cm または横15.5 cm、縦10.0 cm に整形して台紙に貼付する（全体を糊付けするのではなく、コーナーのみを糊付けする）。また、カラー印刷を希望する場合は、その旨を明記する（費用は著者負担とする）。なお、写真は図と併せて一連の番号を付け、初回投稿時には4部すべての原稿にオリジナルを添付する。（修正原稿提出時には変更がない限りコピーでも可とする）。デジタル画像を用いる際は、明瞭な印刷ができるよう光沢紙等の専用紙を用いる。

図及び表は、1点をそれぞれ1枚の台紙に貼付（デジタル画像も1枚ごとに印刷）し、写真とともに原稿の最後にまとめて添付する。さらに、それらの挿入位置を本文の右欄外に赤字で明記する。

考察 = 得られた実験成績について、従来の学説、既報の成績等に照らし合わせてどのように解釈し評価（意義付け）するかを論述する。ただし、文脈上やむを得ない場合を除いて、「緒言」及び「成績」で記述したことを重複して述べない。なお、謝辞は本文の文末に入れることができる。

引用文献 = 研究に密接に関係のあるものを引用する。引用できる文献は、学会誌、専門的学術誌あるいは専門書とし、学会抄録、講演会テキスト、レフリー制度のない商業雑誌等は原則として引用できない。引用文献は、文中に最初に引用された順に配列し、本文中では引用箇所に〔 1、2 5 〕のように記載する。記述は、著者名、論文のタイトル名、誌名、巻、頁、年次とする。

また、単行本の場合は、著者名、記事のタイトル名、書名、訳者名、編者名、版、頁、発行者、発行地、年次とする。

和文誌名は原則として省略しない。ただし、慣例的に使用されているのものはこの限りではない（例：日獣会誌、日獣誌など）。欧文誌名の省略は Journal Title Abbreviations による。指定のないものは省略しない。

また、著者は次の具体例を参考に全員列記する。なお、訳者は 1 名のみ記載し、その他は和文では「他」とし、英文では「 et al 」とする。

【引用文献の具体例】(本例は、ワープロで記述しやすい方法で表示したものである。)

#### 雑誌の場合

- 〔 1 〕青山太郎，青山花子，赤坂次郎：子牛の開放性骨折の 1 例，日獣会誌，45，115 120 (1992)
- 〔 2 〕青山太郎，青山花子，江戸三郎，東京 愛：犬のレプトスピラ症の抗原検出法，日獣誌，30，135 138 (1992)
- 〔 3 〕Aoyama T, Aoyama H: The welfare of animals, Jpn J Vet Sci, 54, 120 124 (1989)
- 〔 4 〕Aoyama T, Aoyama H, Kanda J: A survey of heavy-metal contamination in imported seafood, J Vet Med Sci, 54, 126 130 (1992)
- 〔 5 〕Aoyama T, Aoyama H, Suzuki K, Tanaka S, Takahashi Y: Pathogenicity of the aino virus in japan, Am J Vet Res, 53, 155 160 (1992)

#### 単行本の場合

- 〔 1 〕神田一郎：マイコプラズマ，獣医微生物学，江戸三郎編，第 1 版，100 103，青山堂出版，東京 (1992)

〔 2 〕 Smith J : マイコトキシン中毒 , 選択毒性 , 赤坂次郎訳 , 250 , 学会出版センター , 東京 ( 1989 )

〔 3 〕 Roitt IM : Immunophoresis , Immunology , Fred OG , et al eds , 2nd ed , 150 160 , Gower Med Publ , London ( 1989 )

( 2 ) 原著及び短報以外のもの

イ 用 語 : 原著及び短報と同様とする。

ロ 第 1 頁 ( 表紙 ) : 原著及び短報と同様とする。

ハ 第 2 頁 ( 英文表題等 ) : 英文の表題、著者名、筆頭著者の所属機関名及び所在地住所 ( 郵便番号を含む ) を記載する。筆頭著者の所属機関は、研究実施時のものとする。ただし、所属の異動があった場合は、著者が希望すれば現所属機関名及び住所を付記することができる。

ニ 第 3 頁以降は本文とし ( 和文要約及び英文要約 ( SUMMARY ) は不要 ) 、原著及び短報のように区分して記述する必要はないが、内容はこれらの区分に従って記述する。図・表・写真及び引用文献は、原著及び短報と同様とする。

ホ 総説等の依頼原稿についてもイから二のとおりとする。

( 著作権 )

第 8 条 学会学術誌の著作権については、日本獣医師会雑誌編集等規程第 6 条の規定に基づき、掲載されたすべての記事の著作権及び電子的形態による利用も含めた包括的な著作権は、日本獣医師会に帰属する。

( 著者負担金 )

第 9 条 次に掲げる料金は、著者が負担するものとし、負担金額は実費相当額として別に定めることとする。

( 1 ) 第 2 条第 1 項に規定する別に定める投稿料

( 2 ) 刷り上り頁数が第 6 条第 4 号で定める頁数を超過することを委員会によって認められた場合の超過頁の印刷料

( 3 ) 第 7 条第 1 号のホ又は第 2 号の二で定める原図の作成料

( 4 ) 第 7 条第 1 号のホ又は第 2 号の二で定める写真等のカラー印刷料

( 5 ) 著者からの注文により作成する別刷の印刷料

(原稿の処理等)

第10条 学会学術誌に掲載した投稿原稿は返却しない。

第11条 学会学術誌の編集及び校正は委員会が行う。ただし、初校は著者が行い、初校時の内容の追加、変更は原則として認めない。

第12条 投稿原稿に関する照会先は、次の日本獣医師会事務局とする。

〒107 - 0062 東京都港区南青山1 - 1 - 1  
新青山ビルヂング西館23階  
日本獣医師会事務局  
TEL : 03 - 3475 - 1601  
FAX : 03 - 3475 - 1604  
e mail : info@nichiju.lin.gr.jp

(雑則)

第13条 この規程に定めのない事項は、委員会の意見を聴いて委員長が処理する。

附 則 (平成23年4月1日・日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会制定)

- 1 この日本獣医師会学会学術誌投稿規程(以下「投稿規程」という。)は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この投稿規程の施行に伴い、日本産業動物獣医学会誌投稿規程、日本小動物獣医学会誌投稿規程及び日本獣医公衆衛生学会誌投稿規程)(平成2年2月27日制定)は、廃止する。

## 「日本獣医師会学会学術誌」投稿票

|                                                                                                                       |               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| *原稿番号                                                                                                                 | *受付日<br>年 月 日 |
| 題 名：                                                                                                                  |               |
| 著者及び所属(連絡責任者)：                                                                                                        |               |
| 連絡先(住所・所属機関名称・TEL・FAX・E-MAIL)：                                                                                        |               |
| 住 所 〒                                                                                                                 |               |
| 所属機関名称                                                                                                                |               |
| TEL                                                                                                                   | FAX           |
| E-MAIL                                                                                                                |               |
| 希望する学術部門名：                                                                                                            |               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業動物臨床・家畜衛生関連部門</li> <li>・小動物臨床関連部門</li> <li>・獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門</li> </ul> |               |
| 投稿区分：                                                                                                                 |               |
| 総 説・原 著・短 報・技術講座・資 料・その他( )                                                                                           |               |
| 原稿枚数：                                                                                                                 |               |
| ページ(図 枚, 表 枚)                                                                                                         |               |
| チェックリスト(著者が投稿前に確認)                                                                                                    |               |
| 規定の部数(正副4部同封)                                                                                                         |               |
| 1頁の文字数(400字詰め・25字×24行)及び書体(明朝体)                                                                                       |               |
| 表紙の記載事項(部門名(赤で記入)、区分(赤で記入)、新規・継続の別(赤で記入)、ラングヘッド(28字以内)、連絡先及び連絡責任者(連絡先は和文、英文ともに記載)、別刷希望数(希望する場合赤で記入)                   |               |
| 区分(内容との合致)                                                                                                            |               |

著者署名：

本原稿を投稿するに際し、日本獣医師会学会学術誌投稿規程第2条の投稿資格及び条件を満たし、同規程第8条の著作権の帰属を許諾するとともに、著者全員が、本原稿を投稿規程に則って作成し、その内容に責任を有することを確認する。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 筆頭著者\_\_\_\_\_ 印

著 者\_\_\_\_\_

## 5 日本獣医師会学会学術誌に係る著者負担金について (平成23年4月1日付け22日獣発第368号)

日本獣医師会学会学術誌投稿規程(以下「投稿規程」という。)第9条に係る著者が負担する負担金の金額(消費税を含む。)は、下記のとおりとする。

なお、下記による負担金の適用は平成23年7月1日からとする。

### 記

#### 1 投稿規程第9条第1号関係

筆頭著者が会員構成獣医師及び個人賛助会員(学生賛助会員を含む。)の場合は、審査料及び掲載料ともに要しないが、これ以外の者については、次の審査料及び掲載料を納入する。

- (1) 投稿時審査料：10,000円(ただし、学生の場合は、5,000円とする。)
- (2) 採用時掲載料：50,000円(ただし、学生の場合は、10,000円とする。)

#### 2 投稿規程第9条第2号関係

超過頁の印刷料：実費相当額(超過分1頁につき20,000円)

#### 3 投稿規程第9条第3号関係

原図の作成料：実費相当額(1枚につき5,000円程度)

#### 4 投稿規程第9条第4号関係

写真等のカラー印刷料：実費相当額(1頁につき60,000円程度)

#### 5 投稿規程第9条第5号関係

別刷の印刷料：実費相当額(刷り上り4頁(表紙付き)100部につき30,000円程度)



## 6 日本獣医師会学会学術誌投稿の手引き

### 1 目的

本手引きは、日本獣医師会学会学術誌投稿規程（以下「投稿規程」）に則り投稿原稿の審査や編集が円滑に行われることを目的に、投稿規程に定めのない一般的な事項、編集において必要な事項、著者が見落としやすい事項等を示したものである。

### 2 投稿資格及び条件関連

- (1) 筆頭著者は、日本獣医師会構成獣医師若しくは賛助会員（個人に限る）でなければならない。それ以外の者が筆頭著者の場合は、投稿料を徴収する（投稿時審査料 10,000 円、採用時掲載料 50,000 円とする）。ただし、編集委員会（以下「委員会」という。）が認めた者については、この限りでない。
- (2) 著者は、原則として8名以内とし、研究材料提供等については、謝辞で記載する。
- (3) 投稿原稿は、獣医学が扱う臨床、動物衛生、食品衛生、環境衛生、人と動物の関係、獣医学教育、動物用医薬品・機器等に関し、獣医学術の振興・普及及び調査研究の推進に関する学術論文等とする。投稿原稿は、委員会において、掲載に相応しい学術分野を指定する。
- (4) 他の学会誌等に投稿中、若しくは発表した論文等は投稿できない。なお、口頭による発表はこの限りでない。

### 3 投稿要領関連

- (1) 投稿の際は、所要事項を記載し、著者全員の署名した投稿票を必ず添付する。
- (2) 投稿原稿は、4部を提出する。
- (3) 原稿は、A4判用紙を使用し、1頁（片面）を25字×24行の横書きで、明朝体を用いページを付す。
- (4) 原稿の枚数は、表題、和文要約、英文要約（SUMMARY）、本文、図（写真を含む）・表等すべてを含めた枚数で、投稿区分の規定枚数は、別表のとおりとする。
- (5) 特に図、表は、本文との兼合い（枚数、印刷時の大きさ）を十分考慮し、規定枚数

内に納める。

(6) 以上の事項を逸脱した原稿については、審査以前に再提出を求める。

【別表】掲載区分と投稿原稿の制限枚数及び刷り上り頁枚数

| 掲載区分 | 投稿原稿制限枚数              |        |
|------|-----------------------|--------|
|      | A4判ワープロ等<br>(25字×24行) | 刷り上り頁数 |
| 総説   | 24枚                   | 6頁以内   |
| 原著   | 20枚                   | 5頁以内   |
| 短報   | 16枚                   | 4頁以内   |
| 技術講座 | 16枚                   | 4頁以内   |
| 資料   | 8枚                    | 2頁以内   |

#### 4 執筆要領関連(原著及び短報)

##### (1) 用語:

ア 動植物名は、原則として漢字を使用する。ただし、一般的に使用されているものに限り(例:人、犬、猫、牛、豚、鶏、馬、羊等) それ以外のものはカタカナで表示する。

イ 薬品名は、原則として一般名もしくは局方名を使用し、カタカナで記載する。また、機器名は原則として一般に使用される名称を和文で表示する。

ウ 本文中に一般名等で記載した薬品、機器等の商品(製品)名及び社名等は、一般名称の直後に括弧内で記載することができる(商品(製品)名、社名、都道府県名の順/例:ニチジュウワクチン、日獣製薬(株)、東京)。

##### (2) 表紙(第1頁):

ア 最上段左側に部門名、希望投稿区分及び「新規」(新規投稿原稿の場合)あるいは「継続」(継続審査原稿の場合)の表示を赤字で明記する。

イ 次いで、表題、著者名、所属機関名(大学は学部名、都道府県勤務は支所名(本所は部名)までとし、「〇〇動物病院」「〇〇県 開業」(県名は所属獣医師会または所在地名)「株式会社」「(株)」「社団法人」「(社)」「財団法人」「(財)」「独立行政法人」「(独)」とする。)及び所在地住所(郵便番号を含む。併せて、

実際の動物病院名も記す。)を和文で記載する。

ウ 表題は原則として副題、括弧、略号、「～について」、「～に関して」等は付けない。

エ 最下段には連絡責任者の所属(大学は教室名、都道府県勤務は係名まで、動物病院等は、実際の名称を記載)、住所、電話番号(ファックス番号)、メールアドレスを記入し、別刷を希望する場合には必要部数を赤字で明記する。

オ 表題が28字を超える場合には、28字以内の柱(ランニングヘッド)を記入する。

### (3) 和文要約 (第2頁):

字数は360字以内とし、要約の最下段には、原著では5語以内、短報では3語以内の日本語のキーワードを英文のKey wordsに対応する順で記載する。

### (4) 英文 SUMMARY (第3頁):

ア 英文の表題、著者名、第1著者の所属機関名、所在地住所(郵便番号を含む) SUMMARY 及びKey words を記載する。

イ SUMMARY は、250ワード以内とし、行間を広く空けてタイプする。

ウ SUMMARY はなるべく和文要約に対応した記載にする。

エ Key words は、SUMMARY の最下段にA B C順で記載する。

### (5) 本文 (第4頁以降):

ア 原則として、緒言(見出しは付けない)、材料及び方法、成績、考察、引用文献の項目に区分して記述し、数字を用いて項目分けしない。(ただし、短報では必ずしも、この区分で記述する必要はない)。

イ 実験動物等の取り扱いについては、所属研究機関の動物実験ガイドライン(指針)に沿って動物に苦痛を与えないように実験を行った(または動物実験委員会の許可を得て実験を行った)旨を明記した上で、動物の苦痛を和らげる方法について具体的に記述し、当該動物を使用して実験を行う必要性と意義を説明し、併せて動物の入手方法と飼育状況を具体的に記載する。

### ウ 図(写真)・表

(ア) 図(イラストレーションを含む)は、黒インクでA4版の白紙または青色方眼紙を用いて、表題を付け、原図から直接製版できるものとする。

(イ) 表は、縦罫線を入れない。

(ウ) 写真は、白黒でコントラストの明瞭なもの(カラーの際はモノクロ印刷でも明瞭なもの)とし、表題と簡単な説明を付け、原寸印刷が可能なように必要部分を横7.8 cm、縦6.0 cmまたは横15.5 cm、縦10.0 cmに整形して台紙に貼付する(全体を糊付けするのではなく、コーナーのみを糊付けする)。なお、デジ

- タル画像を用いる際は、明瞭な印刷ができるように光沢紙等の専用紙を用いる。
- (エ) 写真には図と同様に一連の番号を付け、初回投稿時には4部すべての原稿にオリジナルを添付する。
- (オ) 図及び表は、1点を1枚の台紙に貼付し(デジタル画像で光沢紙等を用いる際も同様)、写真とともに原稿の最後にまとめて添付する。さらに、それらの挿入位置を本文の右欄外に赤字で明記する。

## エ 引用文献

- (ア) 引用できる文献は、学会誌、専門的学術誌あるいは専門書とし、学会抄録、講演会テキスト、レフリー制度のない商業雑誌の他、大学、研究機関、団体の年報・報告書・会報、関係省庁の法令・事業報告、辞書・辞典等、また、ホームページは原則として引用できない。
- (イ)本文中では、著者名の直後等、引用箇所に〔1、2 5〕のように記載する。
- (ウ)文末に、本文中最初に引用された順に配列した引用文献リストをおく。雑誌の場合は、著者名(全員列記)、論文のタイトル名、誌名、巻、頁(1箇所のみ)、年次(カッコ書き)とする。単行本の場合は、著者(著者が複数の場合は、引用した著者のみ)、記事のタイトル名、書籍名、訳者名(1名のみ記載し、その他は和文では「他」、英文では「et al」とする)、編者名、版、頁、発行者、発行地、年次(カッコ書き)とする。ただし、著者名がない際は、編者がいる際は編者名を、その他は、学会、研究会等の名称を記載する。
- (エ)和文誌名は原則として省略しない。ただし、慣例的に使用されているものはこの限りではない(例：日獣会誌、日獣誌など)。
- (オ)欧文誌名の省略は、Journal Title Abbreviationsによる。指定のないものは省略しない。

### 【雑誌の場合】

- 〔1〕青山太郎，青山花子，赤坂次郎：子牛の開放性骨折の1例，日獣会誌，45，115-120(1992)
- 〔2〕青山太郎，青山花子，江戸三郎，東京愛：犬のレプトスピラ症の抗原検出法，日獣誌，30，135-138(1992)
- 〔3〕Aoyama T, Aoyama H: The welfare of animals, Jpn J Vet Sci, 54, 120-124(1989)
- 〔4〕Aoyama T, Aoyama H, Kanda J: A survey of heavy-metal contamination

in imported seafood, J Vet Med Sci, 54, 126-130 (1992)

[ 5 ] Aoyama T, Aoyama H, Suzuki K, Tanaka S, Takahashi Y: Pathogenicity of the aino virus in japan, Am J Vet Res, 53, 155-160 (1992)

【単行本の場合】

[ 1 ] 神田一郎: マイコプラズマ, 獣医微生物学, 江戸三郎編, 第1版, 100-103, 青山堂出版, 東京 (1992)

[ 2 ] Smith J: マイコトキシン中毒, 選択毒性, 赤坂次郎訳, 250, 学会出版センター, 東京 (1989)

[ 3 ] Roitt IM: Immunophoresis, Immunology, Fred OG, et al eds, 2nd ed, 150-160, Gower Med Publ, London (1989)

別 添

## 日本獣医師会学会学術誌編集申合せ事項

平成 2 3 年 4 月 1 日改訂

社団法人日本獣医師会 獣医学術学会誌編集委員会

# 日本獣医師会学会学術誌編集申合せ事項目次

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| 1   | 目 的                 | 1  |
| 2   | 審査の手順               | 1  |
| 3   | 留意すべき事項             | 1  |
|     | (1) 編集にあたって         | 1  |
|     | (2) 審査にあたって         | 1  |
|     | (3) その他             | 2  |
| 別 紙 |                     |    |
|     | 「審査原稿の流れ図」(基本)      | 3  |
|     | 「審査原稿の流れ図」(1.初回投稿時) | 4  |
|     | 「審査原稿の流れ図」(2.継続審査時) | 5  |
|     | 「審査原稿の流れ図」(3.採用時)   | 6  |
|     | 「審査原稿の流れ図」(4.印刷時)   | 7  |
|     | メール1:担当決定メール        | 8  |
|     | メール2:A B決定メール       | 9  |
|     | メール3:原稿受領メール        | 10 |
|     | メール4:A B審査依頼メール     | 11 |
|     | メール5:A B審査期限通知メール   | 12 |
|     | メール6:著者採用通知メール      | 13 |
|     | メール7:A B審査員お礼通知メール  | 14 |
|     | 書類1:チェックリスト         | 15 |

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 書類 2 : 担当編集委員宛て 審査依頼通知 (初回) .....      | 16 |
| 書類 3 : 担当編集委員・A B 審査員用審査結果記入用紙 .....   | 17 |
| 書類 4 : 著者宛て 審査結果通知 .....               | 18 |
| 書類 5 : 著者用審査に対する返答書記入用紙 .....          | 19 |
| 書類 6 : A B 審査員宛て 審査依頼通知 (初回) .....     | 20 |
| 書類 7 : 担当編集委員宛て 審査依頼通知 (2 回目以降) .....  | 21 |
| 書類 8 : A B 審査員宛て 審査依頼通知 (2 回目以降) ..... | 22 |
| 書類 9 : 著者宛て 採用通知 .....                 | 23 |
| 書類 10 : A B 審査員宛て 口座照会依頼通知 .....       | 24 |

## 1 目的

本申合せは、学会学術誌の質の向上と論文投稿の促進を目的とし、さらには投稿原稿を迅速かつ適切に編集するため、審査の手順及び編集に携わる上で留意すべき点を確認することにある。

## 2 審査の手順

原稿審査の手順は、別紙「審査原稿の流れ図」のとおりとする。

## 3 留意すべき事項

### (1) 編集にあたって

ア 投稿された原稿は、定められた手続きに従い、公平公正に取り扱うとともに、迅速かつ適正に処理（審査）する。なお、定期的に審査状況を一覧に取りまとめ、編集者が現状把握に努める。

イ 編集に携わる者は、投稿原稿の内容、審査員の氏名等、非公開情報の取扱いについて十分留意する。

ウ 審査員には当該原稿内容を専門とする適任者を選任し、当該原稿の共著者、または同じ所属機関の者等は原則的に選任しない。

エ 審査員（A B 審査員）が適正な理由なく定められた審査期間を超過した際は、事前に審査員候補者とした者（C 審査員）に交代する等、審査の迅速化と適正化を図る。

オ 採用と判断された原稿は、採用された順番に従い、速やかに学会学術誌へ掲載する。一方、不採用と判断された原稿は、速やかに著者へその旨を通知する。

カ 不採用に対する著者からの不服申し立て、その他のクレーム等については、編集委員長及び副委員長が中心となり迅速かつ誠実に対応する。

### (2) 審査にあたって

ア 初回投稿原稿については、投稿規程に沿っているか十分確認し、規程にそぐわない場合は、そぐわない箇所を指摘し、修正の上、再投稿するよう依頼する。

イ 投稿原稿が本誌に適しているか、また新たな知見や、新規性等に基づいて掲載する価値を有しているか、さらに、科学論文に適した文章、表現であるか、データ等が正確に表記され、論理的かつ客観的に取りまとめられているか等について、十分検討する。なお、一度不採用となった原稿は受付けない。

ウ 投稿分野が不適正と判断された原稿は、速やかに編集委員長及び副委員長と調整の上、著者へ返却する。

エ 投稿原稿の内容がすでに学術誌に掲載されていないか、また、同時に他誌へ投稿されていないか等について十分留意する。

オ 投稿原稿の実験動物の取扱いについては、所属機関の動物実験（倫理）ガイドライン及び動物実験（倫理）委員会等の承認を得ていることに留意する。

カ 著者に対するコメントは、明確かつ簡潔に記載するとともに、著者が早期に原稿を修正し再投稿できるような表現とする。

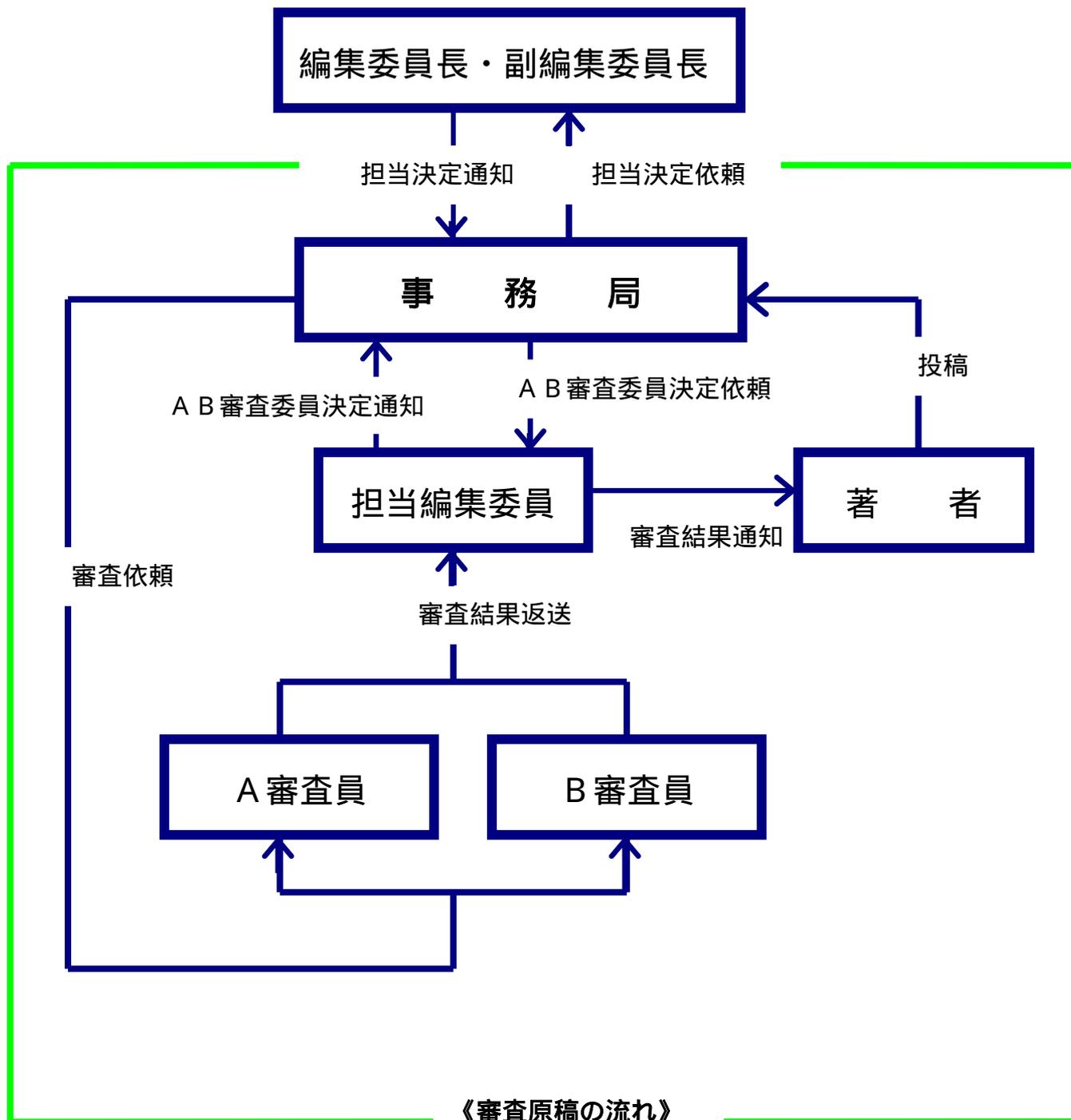
(3) その他

ア 新規に発展している分野・事例や、重要なトピックス等については、積極的に専門家へ原稿を依頼・掲載して迅速な学術情報の提供に努める。

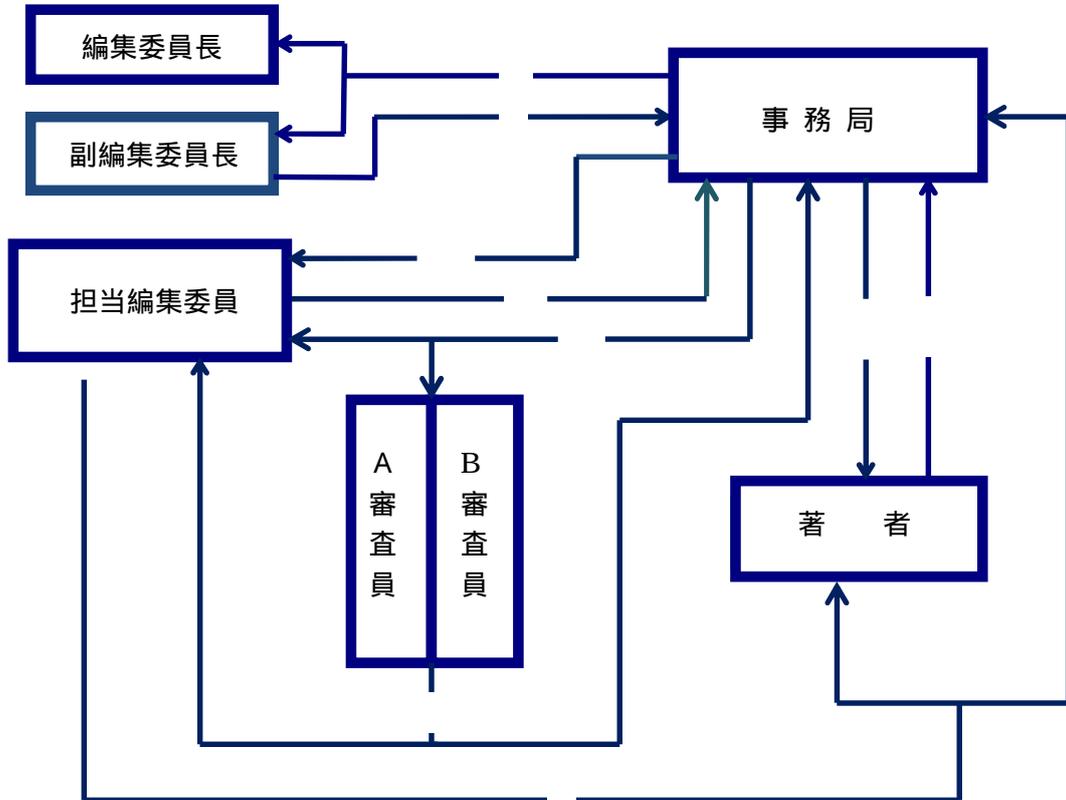
イ 投稿規程等は定期的に学会学術誌に掲載し、原稿の質の向上を図るとともに投稿を促すよう務める。

【別紙】

審査原稿の流れ図（基本）

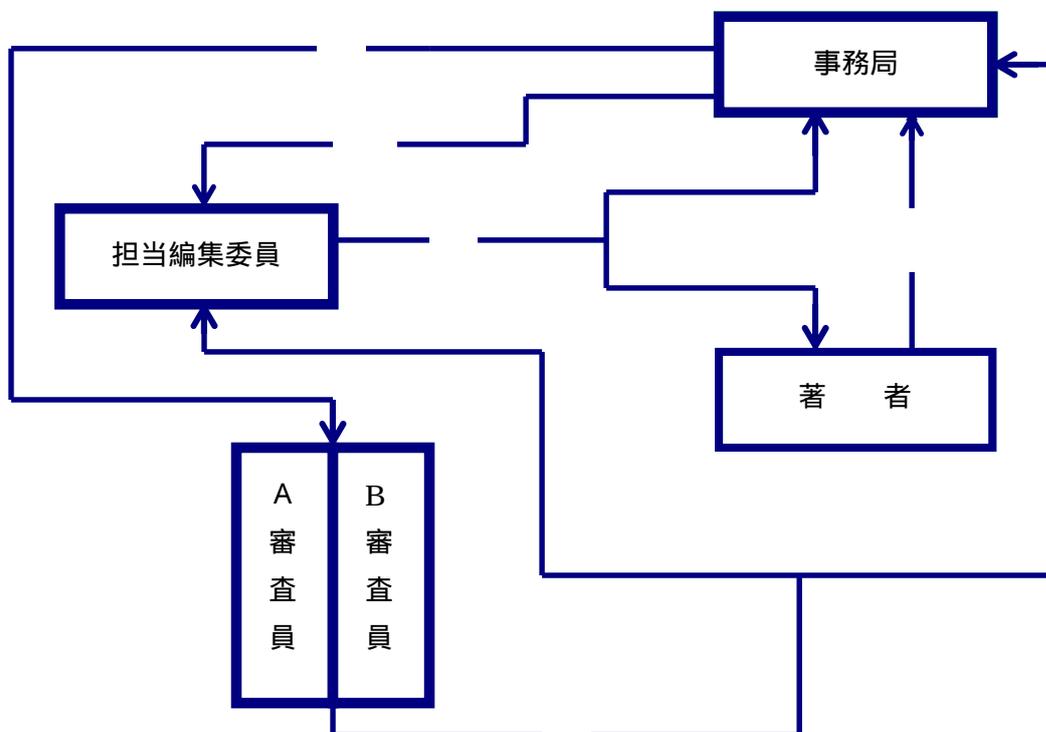


原稿審査の流れ図（１．初回投稿時）



著者から投稿原稿（４部）が事務局に送付される。  
 事務局は、規定に沿っているか否かチェックリスト 書類 1 にチェックし、委員長及び副委員長に投稿原稿のコピー(1部)とともにメールで送付する メール1。  
 副委員長は、編集委員の中から担当編集委員を決定して、事務局及び委員長にメールで報告する（１週間以内）。  
 事務局は、チェックリスト及び投稿原稿（１部）を担当編集委員に送付する 書類 1,2,3,4,5 とともに、メールでその旨連絡する メール2。  
 担当編集委員は、受け付けの可否を決定し、受け付ける場合は審査員 2名（担当編集委員のうち 1名を兼ねることができる）を決定し、メールで事務局に報告する（１週間以内）。なお、受け付けられない場合には、その理由を明記し、事務局を通じて著者に返送する。  
 事務局は、著者にメールで原稿の受領を報告 メール3 し、チェックリスト及び投稿原稿(各 1部)を審査員に送付するとともに 書類 1,3,6、メールでその旨連絡し メール4、併せて担当編集委員へ送付期日等をメールで報告する メール5。  
 審査員は、審査を行い、結果を担当委員に送付し（２週間以内）、併せて事務局へ結果をメールで報告する。  
 担当編集委員は、査読の結果を（特に要約は重点的に）確認して著者に返送し（２週間以内） 書類 1,3,4,5、併せて審査員及び事務局へメールで結果を報告する。

## 原稿審査の流れ図（ 2 . 継続審査時）



著者から修正原稿が事務局に送付される（ 4 部）。

事務局は、 2 名の審査員それぞれに原稿を送付する 書類 3, 8 。

事務局は、 と同時に担当編集委員にも原稿を送付する 書類 3, 4, 5, 7 。

審査員は、それぞれ原稿を審査して、担当編集委員に送付する（ 2 週間以内）

書類 3 、併せて事務局へ結果をメールで報告する。

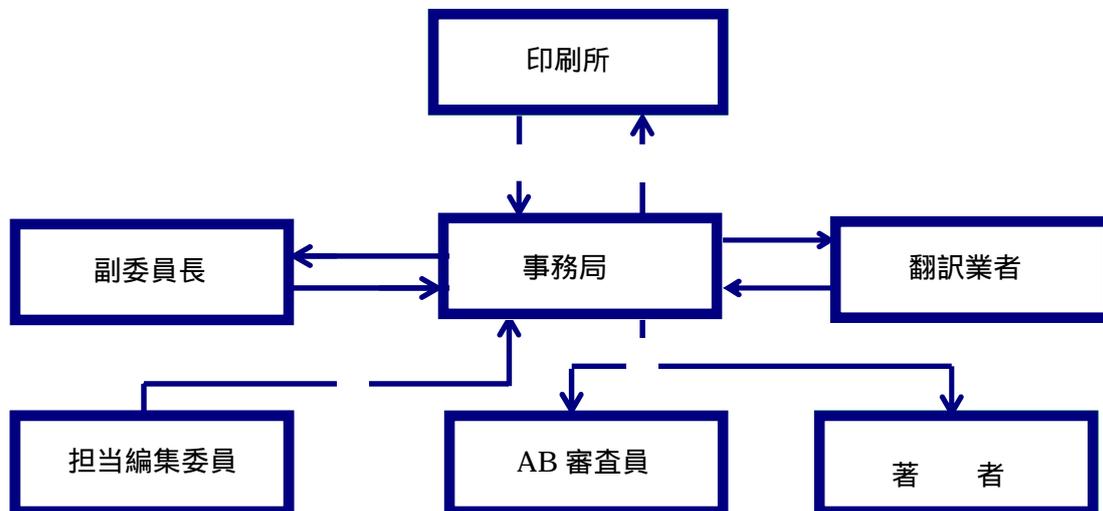
担当編集委員は、審査の結果を確認して、再度修正が必要な場合は、著者に返送し 書類 3, 4, 5 、併せて事務局及び審査員へ結果をメールで報告する。

採用または不採用とする場合は、事務局に返送する 書類 3 。

ただし、担当編集委員は採用および不採用を決定するうえで、他の者の意見を聞く必要がある場合は、事務局に指示して、 2 名の審査員以外の者に審査を依頼することができる。

事務局は、担当編集委員が不採用とした場合、原稿を副委員長に送付する。副委員長は送付された原稿の内容を確認し、必要があれば担当編集委員と協議のうえ最終処置を決定して事務局に返送する。事務局では、その結果を委員長へメールで報告する。

### 原稿審査の流れ図（3．採用時）



担当編集委員は、原稿を確認のうえ、採用を決定して事務局に返送する。

その際、事務局に掲載区分を指示するとともに、修正カ所等があれば指摘する。

事務局は、担当編集委員の採用決定を受けて、著者にメールで採用を通知する（メール 6,書類 9）とともに、審査員にメールでお礼を通知し、併せて謝金の振込口座照会を依頼する（メール 7,書類 10）。

その際、必要があれば、担当編集委員の指摘等について著者に問い合わせる。

事務局は、標題及び英文要約について校閲を受けるため、翻訳業者に送付する。

翻訳業者は 1 週間以内に事務局へ結果を返送する。

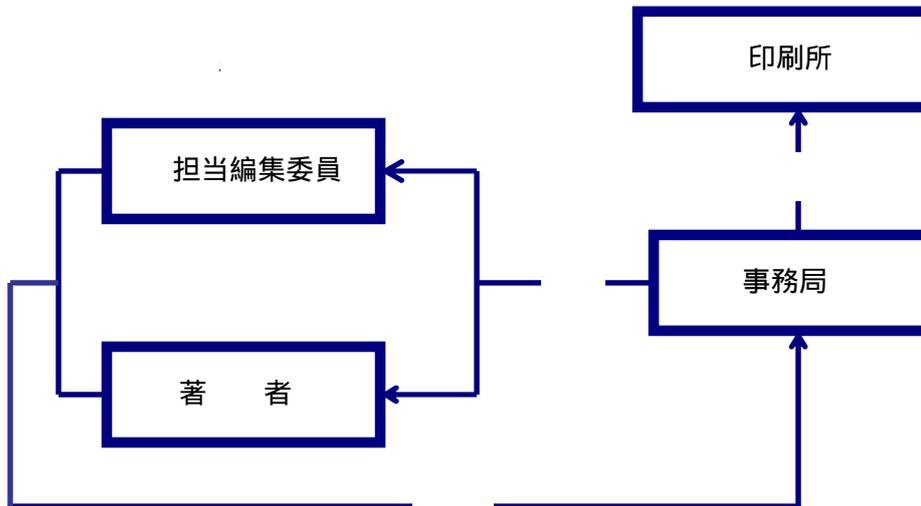
事務局は、翻訳業者が校閲した英文要約を添付し、印刷会社に版下原稿の作成を依頼する。

印刷会社は、速やかに版下原稿を作成し、事務局に送付する。

事務局は、版下原稿を副委員長に送付し、掲載の確認を求める（1 週間以内）。

副委員長は、事務局へ掲載の確認をメールにて報告する（採用原稿は順次掲載することとし、原稿投稿及び審査状況ならびに各号の企画については、定期的に編集委員会へ報告する）。

#### 原稿審査の流れ図（４．印刷時）



事務局は、版下原稿を確認校正のため担当編集委員及び著者にそれぞれ送付する。

担当編集委員及び著者は、ゲラ刷り原稿を確認のうえ、修正カ所等があれば指摘して、それぞれ事務局に返送する（１週間以内）。

事務局は、担当編集委員及び著者からの指摘に基づき原稿を修正して、印刷所に送付する。

メール 1 : 委員長及び副編集委員長宛て 新規原稿送付・担当決定依頼 (初回)

件名: 日獣会誌学会誌 - 担当決定

日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会

委員長 ○○ ○○ 様

副委員長(○○○○部門)

○○ ○○ 様

このたび投稿された原稿につきまして、新規投稿原稿を送付します。

副委員長におかれましては、ご確認のうえ担当編集委員をご決定くださいますようお願いいたします。

なお、決定した担当編集委員につきましては、下欄にご記入いただき、件名を変えず1週間以内に本メールにて事務局 ([kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp)) 及び委員長 (xxxx@xx.xx.jp) へ返送(全員に返送等利用)くださいますようお願いいたします。

-----

このたび送付のあった投稿原稿(原稿番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_)は、下記の編集委員に担当していただきたくお知らせします。

担当編集委員氏名 \_\_\_\_\_

\*\*\*\*\*

社団法人日本獣医師会 事務局  
榊原 長野 松岡 駒田  
Japan Veterinary Medical Association  
e-mail: [kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp)  
Tel:03-3475-1601 Fax:03-3475-1604

\*\*\*\*\*

メール 2 : 担当編集委員長宛て 新原稿通知 ( 初回 )

件名: 日獣会誌学会誌〇〇 - 〇〇AB 決定

日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会  
編集委員 〇〇 〇〇 様

この度、編集委員長のご指示により、添付の投稿票の投稿原稿をご担当いただくこととなり、本日、郵送いたしました。

つきましては、原稿を確認いただいた後、受付けの可否のご決定をお願いいたします。

受け付ける場合は、お手数ですが2名の審査員をご決定いただき、下欄にご記入いただき、件名を変えず1週間以内に本メールにて事務局 ([kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp)) 返送(全員に返送等利用)くださいますようお願いいたします。

受け付けられない場合は、その理由を明記した文書を添付して1週間以内に原稿一式を事務局あてご返送ください。

-----

このたび送付のあった投稿原稿(原稿番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_)は、下記の者に審査を依頼することといたしましたのでお知らせします。

ふりがな

A 審査員: 氏名: \_\_\_\_\_ 所属: \_\_\_\_\_

E Mail: \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ Fax No. \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

ふりがな

B 審査員: 氏名: \_\_\_\_\_ 所属: \_\_\_\_\_

E Mail: \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ Fax No. \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

\* 事務局では、ご通知いただき次第、速やかに審査員へ審査をご依頼し(審査期間は2週間)、その旨をメールにてご報告いたします。

\*\*\*\*\*

社団法人日本獣医師会 事務局  
榊原 長野 松岡 駒田  
Japan Veterinary Medical Association  
e-mail: [kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp)

Tel:03-3475-1601 Fax:03-3475-1604

\*\*\*\*\*

メール 3 : 著者宛て 新原稿受領通知 ( 初回 )

件名: 日獣会誌学会誌〇〇 - 〇〇原稿受領

〇〇 〇〇 様

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび日本獣医師会学会学術誌に下記原稿をご投稿いただき厚くお礼申し上げます。

つきましては、受領した旨ご通知申し上げます。

記

投稿原稿題名: \_\_\_\_\_

受付年月日: 平成 年 月 日

受付部門: \_\_\_\_\_ 部門

受付番号: \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

\*\*\*\*\*

社団法人日本獣医師会 事務局

榊原 長野 松岡 駒田

Japan Veterinary Medical Association

e-mail: [kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp)

Tel:03-3475-1601 Fax:03-3475-1604

\*\*\*\*\*

メール 4 : AB 審査員宛て 審査依頼通知 (初回)

件名: 日獣会誌学会誌〇〇 - 〇〇AB 審査依頼

〇〇 〇〇 様

冠省

日本獣医師会雑誌の刊行につきましては、平素からご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、日本獣医師会学会誌につきましても、専門家に投稿原稿の審査をお願いすることとしております。

つきましては、用務ご繁忙の恐れ縮ですが、本日、添付の投稿票の原稿を郵送いたしましたので同封のマニュアルにより 年 月 日までにご審査いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

また、審査終了後、原稿の返送と併せまして、件名を「日獣会誌学会誌〇〇 - 〇〇A 審査結果」として、審査結果及び著者へ返送した日付を事務局あてメール ([kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp)) にてお知らせさせていただきますようお願いいたします。

\*\*\*\*\*

社団法人日本獣医師会 事務局

榊原 長野 松岡 駒田

Japan Veterinary Medical Association

e-mail: [kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp)

Tel:03-3475-1601 Fax:03-3475-1604

\*\*\*\*\*

メール 5：担当編集委員宛て AB 審査期限通知（初回）

件名：日獣会誌学会誌〇〇 - 〇〇AB 審査期限

日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会  
編集委員 〇〇 〇〇 様

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、ご担当いただいております審査原稿（ - ）につきましては、

平成 年 月 日にA審査員： 先生、B審査員： 先生へ

審査をご依頼しましたことをご報告申し上げます。

なお、AB審査員の審査結果等につきましては、平成 年 月 日までにご返送  
されますので、ご承知のほどよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

社団法人日本獣医師会 事務局  
榊原 長野 松岡 駒田  
Japan Veterinary Medical Association  
e-mail: [kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp)  
Tel:03-3475-1601 Fax:03-3475-1604

\*\*\*\*\*

メール 6 : 著者宛て 採用通知

件名:日獣会誌学会誌〇〇 - 〇〇採用通知

様

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、ご投稿いただきました、標記原稿(     -     )につきましては、日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会において、添付のとおり採用と判断されましたので、お知らせ申し上げます。

つきましては、速やかに最終原稿データを送付いただきたくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

社団法人日本獣医師会 事務局  
榊原 長野 松岡 駒田  
Japan Veterinary Medical Association  
e-mail: [kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp)  
Tel:03-3475-1601 Fax:03-3475-1604

\*\*\*\*\*

メール 7 : AB 審査員宛て お礼通知

件名:日獣会誌学会誌〇〇 - 〇〇審査お礼

様

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、審査にご協力いただきました、下記原稿につきましては、このたび日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会において、採用が決定されました。

ご多忙にもかかわらず、懇切丁寧なご指導をいただきましたことを重ねてお礼申し上げます。

なお、些少なから校閲料をお支払いしたいと存じますので、お手数ですが、添付様式に振込先等をご記入の上、件名を変えず1週間以内に本メールに再添付していただき事務局 ([kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp)) 返送(全員に返送等利用)くださいますようお願いいたします。

また、このたびの個人情報は、該当原稿の審査に係る校閲料のお支払いのみに使用します。

\*\*\*\*\*

社団法人日本獣医師会 事務局

榊原 長野 松岡 駒田

Japan Veterinary Medical Association

e-mail: [kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp)

Tel:03-3475-1601 Fax:03-3475-1604

\*\*\*\*\*

## 審査原稿のチェックリスト

### 日本獣医師会学会学術誌投稿原稿著者各位

このたびの投稿原稿については、以下について修正等を要する点があるので、改めて日本獣医師会学会学術誌投稿の手引き及び投稿規程（日本獣医師会雑誌 月号に掲載）を熟読し、指摘事項以外も確認の上、次回原稿を作成、提出してください。

日本獣医師会事務局

#### 1. 投稿原稿部数、枚数について

- 規定の部数（部）送付されていない。
- 投稿票が添付されていない・記載が不適切である（ ）
- 規定の枚数を超過している。印刷時オーバーページとなる（刷り上り1ページ超過につき20,000円の著者負担となります）

#### 2. 表紙について

- 規定の事項が記載されていない。
  - 部門名、区分、新規・継続の別（以上下線部は赤字で明記する）、ラングヘッド、連絡先及び連絡責任者（連絡先は英、和文で欄外に表示するので必ず記入すること）、電子メールアドレス、別刷希望数（不必要の場合は記入しなくてよい）
- 題名が不適切である。  
（副題がついている、括弧書きを用いている、略号を用いている）
- 原稿全体にページ番号が付されていない。

#### 3. 要約及びキーワードについて

- 要約が不適切である。  
（ 文要約が添付されていない、字数、語数が多過ぎる）
- キーワードが不適切である。  
（記載がない、規定の語数を超過、語順が不適切）

#### 4. 本文について

- 規定された項目に分けて記載していない（原著の場合）。
- 数字を用いて項目分けをしている。
- 薬品、機器等の記載が不適切である。  
（商品名・メーカー名を本文中で用いている、括弧内の記載が不適切）

#### 5. 図表について

- 原図またはオリジナルの写真が添付されていない。
- 図表の位置の指示がない。（挿入箇所の右欄外に赤字で指示）
- 図表の標題・説明が不適切である。  
（標題が不適当、説明が不適当： ）

注：図表の標題は本文から切り離して図表のみを見た時に理解できるものとしてください。

#### 6. 引用文献について

- 原則として引用できない文献を引用している。
- 本文中の引用が不適切である。  
（著者名の直後に番号を付していない、文献番号の記載法が不適切）
- 文末の引用文献の記載方法が不適切である。  
（語順が不適切、記載方法が不適切： ）

#### 7. その他

平成 年 月 日

日本獣医師会  
獣医学医術学会誌編集委員会  
委 員 ○ ○ ○ ○ 様

社団法人 日本獣医師会  
事 務 局

日本獣医師会学会学術誌投稿原稿の審査について

このたび同封の原稿につきまして、審査をご担当いただきたく、A、B レフェリーの審査結果が送付された後、以下のとおりご処理をお願いします。

修正を求める場合は、同封の著者あて返信用封筒にて原稿を著者に直接ご返送くださいますようお願いいたします ( A、B 原稿に本原稿を添えて 3 部 )。著者に返送される際には、著者あて文書の審査結果欄の該当するものを で囲み、A、B 原稿に添付してある原稿審査簿の審査経過欄の該当する箇所に、著者へ発送した月日をご記入ください。

なお、件名を「日獣会誌学会誌○○ - ○○担当審査結果」として、審査結果及び著者へ返送した日付を AB 審査員及び事務局 ( [kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp) ) あてメールにて、お知らせください。

採用とする場合は、修正カ所等を指摘し、投稿区分を記載の上、原稿を事務局あてご返送ください。

不採用とする場合は、原稿を事務局あてご返送ください。ただし、A、B 審査員が不採用とした理由以外の理由で不採用とする場合は、理由を明記した文書を添付してください。

A、B 審査員以外の方に審査を求めるご希望がありましたら、その旨事務局へメールにてご連絡ください。

社団法人 日本獣医師会事務局  
( 担当 : 榊原、長野、松岡、駒田 )  
E - Mail [kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp)  
電話番号 03-3475-1601 Fax03-3475-1604



平成 年 月 日

原稿執筆者様

社団法人 日本獣医師会  
事務局

冠省

日本獣医師会学会学術誌へご投稿いただき厚くお礼申し上げます。

同封の原稿（原稿受付番号 ）は審査の結果

- (1) 修正後採用
- (2) 修正後再審査
- (3) 採用できない（原稿を同封し返送いたします。）
- (4) その他

と判断されました。

なお、上記(1)または(2)の場合は、審査員の指摘事項・修正部分をご検討のうえ、次のいずれかの方法により原稿を事務局あてにご返送ください。

- (ア) 審査員が修正等したことについて異存がない場合は、その旨明記した返答書を 4 音B、各審査員が修正した旧原稿、旧原稿に対する各審査員の「審査結果」、及びそれに基づいて修正、清書した原稿 4 音B  
(但し、図表は修正がない場合にはコピーの使用可)
- (イ) 審査員が修正等したことについて異存がある場合は、その理由を明記した返答書を 4 音B、各審査員が修正した旧原稿、旧原稿に対する各審査員の「審査結果」、及び著者の意見で修正、清書した原稿 4 音B  
(但し、図表は修正がない場合にはコピーの使用可)

**下線を付したものは、必ず送付してください。**

3ヶ月以内にご返送のない場合には投稿を辞退されたものとし、その後に修正原稿が送付された場合は、新規投稿原稿として取り扱いますのでご注意ください。

(注) 修正原稿をお送りいただくときは、必ず審査員の修正および指摘事項に対する著者の返答書(別紙)を添えてご提出ください。

社団法人 日本獣医師会事務局

(担当: 榊原、長野、松岡、駒田)

E - Mail [kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp)

電話番号 03-3475-1601 Fax03-3475-1604

## 審査に対する返答書

原稿標題： \_\_\_\_\_

筆頭者氏名： \_\_\_\_\_ 原稿整理番号： \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ 原稿送付月日： \_\_\_\_月\_\_\_\_日

本票は、著者の投稿原稿に対する編集委員会の審査評について、返答していただくための用紙です。修正原稿を返送される際、必ず4部複製して添付してください。

記入に際しては、審査評の各指摘事項に対して、できるだけ簡潔、かつ明瞭に返答してください。なお、下欄に記入しきれない場合は、別の用紙に記入し、複製してください。

A 審査員に対する返答：

[記述内容、データ等について]

[文章表現等について]

B 審査員に対する返答：

[記述内容、データ等について]

[文章表現等について]

担当編集委員に対する返答：

平成 年 月 日

各 位

社団法人 日本獣医師会  
事 務 局

日本獣医師会学会学術誌投稿原稿の審査について（依頼）

冠省

日本獣医師会雑誌の刊行につきましては、平素からご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、日本獣医師会では、学会学術誌の質の向上を図るため専門家に投稿原稿の審査をお願いすることとしております。つきましては、用務ご繁忙のおり恐縮ですが、同封の原稿を次項のマニュアルによりご審査いただきたくよろしくお願い申し上げます。

## 査読マニュアル

1. 審査原稿は、本誌に適していますか。
2. 審査原稿は、新知見、オリジナリティー、その他の点で掲載価値を持っていますか。
3. 投稿区分は、適切ですか。
4. 標題は、研究内容を適切、かつ、簡潔に表現していますか。なお、原則として副題は付けず、「～について」、「～に関して」等の表現は使わないこととしています。
5. 英和文要旨、キーワードは簡潔で適切ですか。
6. 原稿は、科学論文に適した文書や表現で記述されていますか。
7. 序文は、研究の意義、目的等が適切に表現されていますか。
8. 材料及び方法は、再現性よく表現されていますか。
9. 成績は、正確、かつ、客観的にまとめられていますか。
10. 考察は、論理的、かつ、偏りなく展開されていますか。
11. 文献は、適切に引用されていますか。また、投稿規程の指示に添っていますか。
12. 図表は、成績を適切に表現し、かつ、データが容易に理解できるように整備されていますか。また、図表の標題は適切ですか。
13. 全体的に、論文は無駄や不備のない文章で、区分にあった記述方法で構成されていますか。
14. 著者への意見は、明確で簡潔な表現でご記入ください。
15. 著者への意見は、初回審査時にすべて指摘し、2回目以降の審査では原則として初回指摘事項以外の意見は付けないでください。

注：原稿に関するご意見は、別紙「審査員 審査結果」に記入してください。

別紙「原稿審査簿」の審査経過欄の該当箇所に事務局あて発送月日をご記入ください。

原稿、「審査員 審査結果」及び「原稿審査簿」を同封の返信用封筒にて

\_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日まで担当編集委員あてご返送ください。

併せて、件名を「日獣会誌学会誌〇〇 - 〇〇A 審査結果」として、審査結果及び著者へ返送した日付を事務局あてメール([kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp))にてお知らせくださいますようお願いいたします。

平成 年 月 日

日本獣医師会  
獣医学医学術学会誌編集委員会  
委員 ○ ○ ○ ○ 様

社団法人 日本獣医師会  
事務局

日本獣医師会学会学術誌投稿原稿の審査について

ご担当いただいております投稿原稿について、著者からの修正原稿を送付いたします。

なお、本原稿は、同日、審査のため A、B 審査員に送付しております。審査終了後、審査結果が直接貴殿に送付されますので（返送期限は、 月 日 となっております）ご確認のうえ

修正を求める場合は、同封の著者あて返信用封筒にて原稿を著者に直接ご返送くださいますようお願いいたします（A、B原稿に本原稿を添えて3部を返送してください。なお、前回の原稿について著者への返送が必要な際は同封してください）。著者に返送される際には、著者あて文書の審査結果欄の該当するものを で囲み、A、B原稿に添付してある原稿審査簿の審査経過欄の該当する箇所に、著者へ発送した月日をご記入ください。

なお、件名を「日獣会誌学会誌○○ - ○○担当審査結果」として、審査結果及び著者へ返送した日付を AB 審査員及び事務局（kaisi@nichiju.or.jp）あてメールにて、お知らせください。

採用とする場合は、修正箇所等を指摘し、投稿区分を記載の上、原稿を事務局あてご返送ください。

不採用とする場合は、原稿を事務局あてご返送ください。ただし、A、B審査員が不採用とした理由以外の理由で不採用とする場合は、理由を明記した文書を添付してください。

A、B審査員以外の方に審査を求めるご希望がありましたら、その旨事務局へメールにてご連絡ください。

社団法人 日本獣医師会事務局  
（担当：榊原、長野、松岡、駒田）  
E-Mail [kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp)  
電話番号 03-3475-1601 Fax03-3475-1604

平成 年 月 日

日本獣医師会学会学術誌投稿原稿審査員 各位

社団法人 日本獣医師会  
事務局

### 日本獣医師会学会学術誌投稿原稿の審査について

このたび、著者から継続審査中の投稿原稿が修正の上、送付されましたので、用務ご繁忙の恐れ縮に存じますが、引き続きご審査いただきますようよろしくお願い申し上げます。

## 査読マニュアル

1. 審査原稿は、本誌に適していますか。
2. 審査原稿は、新知見、オリジナリティー、その他の点で掲載価値を持っていますか。
3. 投稿区分は、適切ですか。
4. 標題は、研究内容を適切、かつ、簡潔に表現していますか。なお、原則として副題は付けず、「～について」、「～に関して」等の表現は使わないこととしています。
5. 英和文要旨、キーワードは簡潔で適切ですか。
6. 原稿は、科学論文に適した文書や表現で記述されていますか。
7. 序文は、研究の意義、目的等が適切に表現されていますか。
8. 材料及び方法は、再現性よく表現されていますか。
9. 成績は、正確、かつ、客観的にまとめられていますか。
10. 考察は、論理的、かつ、偏りなく展開されていますか。
11. 文献は、適切に引用されていますか。また、投稿規程の指示に添っていますか。
12. 図表は、成績を適切に表現し、かつ、データが容易に理解できるように整備されていますか。また、図表の標題は適切ですか。
13. 全体的に、論文は無駄や不備のない文章で、区分にあった記述方法で構成されていますか。
14. 著者への意見は、明確で簡潔な表現でご記入ください。
15. 著者への意見は、初回審査時にすべて指摘し、2回目以降の審査では原則として初回指摘事項以外の意見は付けないでください。

注：原稿に関するご意見は、別紙「審査員 審査結果」に記入してください。

別紙「原稿審査簿」の審査経過欄の該当箇所に事務局あて発送月日をご記入ください。

原稿、「審査員 審査結果」及び「原稿審査簿」を同封の返信用封筒にて

\_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日まで担当編集委員あてご返送ください。

併せて、件名を「日獣会誌学会誌〇〇 - 〇〇A 審査結果」として、審査結果及び著者へ返送した日付を事務局あてメール([kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp))にてお知らせくださいますようお願いいたします。

平成 年 月 日

様

社団法人 日本獣医師会  
事務局

## 日本獣医師会学会学術誌投稿原稿の採用について

日本獣医師会学会学術誌に投稿いただき厚くお礼申し上げます。

投稿いただきました原稿につきましては、日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会において、下記のとおり採用となりましたので、お知らせします（印刷校正の際、編集委員から意見が出されることもあるのでご承知おきください）。

なお、編集作業円滑化のため、本通知受領後、1週間以内に最終原稿（本文及び図表）を e-mail([kaisi@nichiju.or.jp](mailto:kaisi@nichiju.or.jp))、若しくは CD R、FM 等の電子媒体にて、事務局あて遅滞なく送付いただきたくお願いします。

記

原稿番号： \_\_\_\_\_

題名： \_\_\_\_\_

受付年月日：平成 年 月 日

受理年月日：平成 年 月 日

掲載部門： \_\_\_\_\_ 関連部門

掲載予定号：第 卷 第 号

（編集の都合により掲載を繰延べることもあります）

平成 年 月 日

様

社団法人 日本獣医師会  
事務局  
TEL:03-3475-1601  
FAX:03-3475-1604

日本獣医師会学会学術誌投稿原稿校閲料の振込先について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたびご審査いただいた、日本獣医師会学会学術誌投稿原稿( )の校閲料をお支払いしたいと存じますので、お手数ですが、以下に振込先等をご記入くださいますようお願い申し上げます。

1.氏 名: \_\_\_\_\_  
住民票に記載されているお名前をご記入ください。(源泉処理のために必要になります)

2.所 属: \_\_\_\_\_ 3桁でご記入ください

3.振込先: \_\_\_\_\_ 銀行 支店  
信金 支所(店番号 \_\_\_\_\_ )  
農協 出張所

普通(総合)・当座(どちらかに) 口座番号 \_\_\_\_\_  
口座番号は7桁でご記入ください

フリガナ

口座名義 \_\_\_\_\_

4.自宅住所: 〒 \_\_\_\_\_ 受取人名義が本人(個人)以外の場合は、その企業・団体・病院等の住所をご記入ください。(税務処理のため重要になります)

都 道 市 区  
府 県 町 村

マンション  
アパート等  
及び部屋番号

電話 ( )

このたびの個人情報は、該当原稿の審査に係る校閲料のお支払いのみに使用します。  
今後、新たに別の投稿原稿の審査員をご担当いただく際には、あらためてお振込先等をお伺いします。  
大変お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解のうえ、ご協力のほどお願い申し上げます。

## 学会（地区学会）関係事業の運営等に関する規程の制定と 施行に当たり特に留意いただきたい事項

### 【 日本獣医師会学会及び獣医学術学会事業関係 】

#### 1 学会役員から学会幹事への移行と任期について

〔日本獣医師会学会運営規程 第4条第4項、附則3及び4関係〕

これまでの学会役員（学会理事・監事）の方は、本年4月1日から日本獣医師会学会運営規程が施行されたことに伴い、そのまま「学会幹事」として引き続き就任いただくこととし、その任期は、旧学会関係規程施行時の任期から1年間期間を延長し平成25年3月31日までとさせていただきます。

#### 2 学会幹事の人数について

〔日本獣医師会学会運営規程 第4条第2項関係〕

新たな学会運営規程では、各分野別学会に所属する学会幹事の人数を20名以内で組織することとしており、旧学会役員が全て学会幹事へと就任すると各分野別学会において20名を超えることとなりますが、新規による運営への移行期であることから、同条のただし書きの内容のとおり、「本会会長が特に必要があると認めたときは、学会幹事を若干名増やすことができる。」の条文を適用して対応することとします。

#### 3 分野別地区学会の地区学会長の学会幹事への委嘱について

〔日本獣医師会学会運営規程 第4条第3項第1号関係〕

新たな学会運営規程では、「分野別地区学会の地区学会長」を学会幹事として委嘱することとしておりますが、本件については、新規による運営への移行期であることから、新たな学会幹事の選任が行われる平成25年4月1日に就任する学会幹事から適用することとなります。

### 【 地区学会及び獣医学術地区学会事業関係 】

#### 1 地区評議員から地区学会幹事への移行と任期について

〔獣医学術地区学会運営規程 第4条第4項、附則3及び4関係〕

これまでの地区学会の評議員の方は、本年4月1日から獣医学術地区学会運営規程が

施行されたことに伴い、各分野別学会に所属する「地区学会幹事」として開催担当獣医師会の会長が委嘱した者とさせていただきます。なお、地区学会評議員から引き続き地区学会幹事へ就任される方の任期は、本会役員の任期が終了する前年度の年度末（平成25年3月1日）まで延長することができることとしており、平成25年3月31日まで任期を延長することで対応いただくようお願いいたします（なお、ご本人の都合等により任期途中で地区学会幹事を交替することは差し支えありませんが、交替する場合は、その旨を報告願います。）。

## 2 地区学会幹事の職務内容について

〔獣医学術地区学会運営規程 第5条第3項関係〕

地区学会幹事の職務内容は、これまでの地区学会の評議員と同様の職務内容とし、新たに特段の権限を持たせるものではありませんので、従来通り、地区学会を開催担当する地方獣医師会の会長である「地区学会会長」が事務を掌理するよう、お願いします。

## 3 獣医学術地区学会における共催、協賛、協力、後援等と同学会講演要旨集等への記載内容について

〔別添1資料「学会組織の位置づけと獣医学術学会関係事業等の運営見直しの経過等」11～13頁参照〕

これまで、獣医学術地区学会では日本獣医師会が主催者でしたが、実際の獣医学術地区学会の開催運営状況を踏まえ、地区学会の運営は当該地区を構成する各地方獣医師会による獣医学術の振興・普及を目的とした公益目的事業（獣医学術地区学会事業）として運営されることが基本となります。したがって、獣医学術地区学会の主催は同地区学会の開催運営を担当する地方獣医師会とし、当該地区を構成する地方獣医師会が複数の場合は、主催地方獣医師会以外の地方獣医師会は共催、また、日本獣医師会は、その支援・協力体制から協賛となります。

なお、獣医学術地区学会講演要旨集への主催・共催等の記載例は以下のとおりです。

<記載例>

主 催：社団法人 獣医師会

共 催：社団法人 獣医師会、社団法人 獣医師会、社団法人 獣医師会、社団法人 獣医師会、社団法人 獣医師会

企画運営：日本産業動物獣医師会（ 地区 ） 日本小動物獣医学会（ 地区 ） 日本獣医公衆衛生学会（ 地区 ）

後 援：農林水産省、環境省、厚生労働省、 県、 市

協 賛：社団法人日本獣医師会

【 地区獣医師大会関係 】

1 地区獣医師大会における主催、共催、後援、協力等と同大会プログラム等への記載内容について

〔別添1資料「学会組織の位置づけと獣医学術学会関係事業等の運営見直しの経過等」14頁参照〕

これまで、同一地区内に複数の地方獣医師会が所属する地区において実施される地区獣医師大会の主催者は地区連合獣医師会でしたが、この地区獣医師大会は、獣医事向上対策等・政策提言・人材育成等を目的とする公益目的事業として、当該地区を構成する各地方獣医師会により運営されることが妥当であることから、地区獣医師大会の主催は同大会の開催運営を担当する地方獣医師会とし、さらに、当該地区を構成する地方獣医師会が複数の場合は、当該地区における主催の地方獣医師会以外の地方獣医師会は共催であると考えます。また、日本獣医師会は、その支援・協力体制から協力となります。

なお、地区獣医師大会プログラムへの主催・共催等の記載例は以下のとおりです。

<記載例>

主 催：社団法人 獣医師会

共 催：社団法人 獣医師会、社団法人 獣医師会、社団法人 獣医師  
会、社団法人 獣医師会、社団法人 獣医師会

後 援：農林水産省、環境省、厚生労働省、 県、 市

協 力：社団法人日本獣医師会